

# 前払式支払手段の発行に係る収益の帰属の時期

渡 辺 貞 彦

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 主 任 教 授 〕

# 要 約

## 1 研究の目的（問題の所在）

商品券、各種プリペイドカード、Edy、nanaco、BitCash、WebMoneyなどは、法人が商品等の引渡し又は役務の提供を約して発行する証票等又は符号等であり、規制法である「資金決済に関する法律」において前払式支払手段と定義されている。前払式支払手段の発行法人は、前払式支払手段を発行した段階で発行対価の全額を受取り、一般に発行対価の払戻しも予定されていないことから、前払式支払手段の発行に係る収益の帰属の時期などについては、基本的に、法人税基本通達2-1-39及び同2-2-11など（以下、本件通達）の定めるところにより、収益と費用の計上がなされているようである。

本件通達の収益計上方法は、前払式支払手段を発行した日の属する事業年度の益金の額に算入する方法（以下、本則方式）を原則としているが、前払式支払手段を発行年度ごとに区分して管理すること（以下、年度区分管理）を要件に、例外的に、足掛け4事業年度までは預り金処理を認め、5事業年度末に残りのすべてを収益に計上する方法（以下、ただし書方式）も認めている。これは、本件通達が定められた昭和55年当時、百貨店などの商品券が発行から5年間でほぼすべてが引き換えられていたことによるが、近年は、引換えが終るまでに10年を越える期間を要しており、このような状況を踏まえ、国税庁は、本件通達が利用実態に即した取扱いとなるよう実務上の運用解釈を示している。また、Edy、nanacoなど、経済価値の積増しが可能な形態（以下、チャージ式）や、BitCash、WebMoneyなど、利用履歴、残高などを発行法人のサーバーのみで管理する形態（以下、サーバー管理型）など、本件通達創設時には存在しなかった新たな形態の前払式支払手段が生まれている。

本稿は、引換えの実態及び新たな発行形態などに照らし、本件通達が抱える諸問題を整理し、その解決策及び今後見込まれる問題について検討したものである。

## 2 収益認識基準と本件通達の評価

企業会計上の収益認識基準は、一般に販売基準に代表される実現主義の考え方で処理することとしており、販売形態や販売する財の種類などによっては特殊な処理方法も認められている。しかしながら、企業会計原則などには、前払式支払手段に関する個別の処理基準はみあたらない。一方、租税会計においては、租税負担の適正・公平を期すため、実現主義会計を基本としつつも、財貨の移転や役務提供などによって債権が確定した時に収益が確定するとみる権利確定基準や法人の管理支配が可能となった段階で収益を認識する管理支配基準を採用しており、前払式支払手段に関しては、本件通達による収益計上基準の定めがある。

法人税法第22条第4項は、費用・収益の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（以下、公正妥当処理基準）に従って計算する旨規定しているが、ここにいう公正妥当処理基準とは、客観的な規範性をもつ公正妥当と認められる会計処理の基準という意味であり、明文の基準を予定しているわけではないとされ、同項創設時の議論として、特殊な会計処理が公正妥当処理基準に則っているか否かは、裁判例を含めた事例の積み重ねによって明らかにされていくべきものとされていた。

裁判例及び学説の多くは、将来において最終的に引換えが見込まれない前払式支払手段に係る収益（以下、退蔵収益）が必ず発生することや、発行法人が、事実上、発行段階で確定的な収益を享受することなどを理由に、本件通達の取扱いを肯定的に評価している。

## 3 引換実態への対応

### (1) 収益計上期間の長期化

前払式支払手段の商品等への引換えが長期化している実態に対応するため、収益計上の期間を今よりも長期間とする方法が考えられる。

しかしながら、仮に、ただし書方式において10年間に渡って収益計上を認めるとすると、発行年度で全額収益計上を行う本則方式に比し、課税の

公平が保たれない恐れがある。また、発行法人の経理処理が適切に行われず課税所得額が誤っていた場合、国税通則法第70条第1項の更正等の期間制限の規定から、課税所得を是正できない事態を招きかねない。さらに、発行後5年を経過した前払式支払手段の引換義務は、時効（商522）によって消滅している可能性があり、引換義務の消滅した前払式支払手段に係る収益を、課税対象とせず課税の繰延べを認める結果となる。

よって、商品等への引換えが長期化している実態があるとしても、収益計上を行う期間は、従来どおり発行から足掛け5年内とすべきと考える。

## （2）原価計上期間の長期化

長期化している引換実態へのもう一つの対応策として、見積原価の損金計上期間を引換実態に合わせ長期化する方法（私案）が考えられる。

前払式支払手段は、収益を発行段階で確定的に認識することができる一方で、費用は、発行後に商品等への引換えを通じて認識されるという特性を持っている。前払式支払手段の引換えに係る費用は、商品等へ引き換えられることによって売上原価として認識されるが、商品等への引換えは、すべての前払式支払手段において行われる訳ではなく、引き換えが行われないことから、費用が発生しないまま収益のみが認識されるものも一定程度必ず存在する。このような特性を持つ前払式支払手段の商品等への引換えが、5年を越えて長期化している実態があるにも係わらず、前述のとおり、収益のすべてを5年以内に計上することを考えると、売上原価の計上は、可能な限り引換えの実態に即した取扱いとすべきと考える。私案の取扱いは、収益を5年目までにすべて計上するものの、その後に発生が見込まれる売上原価の見積計上を5年目以降も認めたものであり、商品等への引換えによってはじめて原価が認識されるという前払式支払手段の特性と引換えの実態に沿った取扱いであると考えられる。

この場合、5年目以降も引換原価の見積計上を認めるとしても、一般債権の消滅時効（民167：10年）の規定及び引換えが10年間程度でほぼ終了している実態に鑑みると、この取扱いをエンドレスで認めることは適当で

はなく、見積計上は、足掛け9年目末までとし10年目にはすべての処理を終了すべきと考える。

なお、法人税法第22条第3項第2号括弧書の「償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないもの」は費用として計上できない旨の規定は、別段の定めがある場合を除き、費用の見越しや引当金への繰入損の計上を認めない趣旨であると解されている。しかしながら、ここにいう「債務の確定」とは、債務の発生が確実であり、かつその金額が正確に確認できることを意味すると解すべきであり、このような要件が満たされる限り、売上原価を含めた費用の見越しは許されると考えられている。よって、前払式支払手段の引換えに係る売上原価の見積計上は、過去の引換実績から見て発生が確実であり、かつ、金額が正確に確認できるものである限り認められると考えられる。

#### 4 新たな発行形態への対応

サーバー管理型を含めたチャージ式前払式支払手段の発行に係る収益の計上方法は、本件通達をそのまま適用すべきであろうか。

ここにいうチャージ式前払式支払手段とは、経済価値の積増しが可能で、その発行者と商品等の提供者が異なる第三者型の前払式支払手段（以下、電子マネー）である。従来型の前払式支払手段は、商品等の販売者やその業界団体などが発行するものが主で、第三者型であっても商品等の販売ツールとしての性格が強かった。これに対し、電子マネーは、①経済価値をチャージする際に経済価値相当の金員全額を受取る、②チャージした経済価値で商品等に引換えができる、③経済価値は原則払戻し禁止である、という前払式支払手段の特徴的性格を持っていると同時に、④提携する商品等の提供者が多数かつ多業種に渡っている、⑤発行額に比し滞留するストック部分が少ない、⑥チャージ限度額が5万円程度と少額である、⑦利用期限の定めのないものが多く、あっても5年以上と長い、⑧経済価値のチャージ時及び決済時の利便性に優れているという特徴も併せ持っていることから、販売ツールという

よりも小口決済手段としての性格がより強いといえる。よって、電子マネーの発行者は、商品等の販売者というよりは、小口決済手段の提供者としての性格が強いといえる。

とはいえ、電子マネーの発行に係る収益もチャージした段階で確定的な収益となり、一定程度の退蔵収益が確実に発生するなど、電子マネーは、前払式支払手段としての基本的な特徴を保持していることから、その発行に係る収益の計上方法などは、本件通達の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな視点から検討した方法で処理すべきと考える。

新たな視点の第一は、商品等への引換えに係る収益の計上についてである。電子マネーの発行法人は、一般に、顧客ごとのチャージ履歴、引換履歴及び残高などの情報を、IT技術を駆使して管理しているのが実態であると考えられることから、一般に、年度区分管理を行える管理体制を持っていると言える。よって、同発行法人は、預り金処理が可能ただし書方式を採用できる環境にあるといえる。また、同発行法人は、決済手段の提供者としての性格が強いことから、チャージされた経済価値は、決済用資金を単に預っているに過ぎないと考えられる。そうすると、電子マネーは、チャージ時は預り金として処理し、商品等への引換えがなされた時は、預り金処理した経済価値を減額するとともに、手数料収入などと同様に、引換えによって得られる利益額のみを収益に計上する取扱いとすべきである。そして、電子マネーの引換えに係る収益も、チャージ時から足掛け5年以内に計上を終了すべきと考える。

なお、複数回に渡りチャージされた経済価値が一つのIC等に残存している例を想定すると、経済価値の利用順序をあらかじめ定めておく必要があり、その利用順序は、利用期限の定めのある前払式支払手段を考えると、古いものから先に利用されるとすべきであろう。

第二は、退蔵収益の計上についてである。退蔵収益は、電子マネーを発行する場合においても、一定程度確実に発生すると考えられる。上記のとおり、商品等に引き換える際の処理を、預り金処理と手数料収入処理とに区分して

行うことを前提とした場合、退職収益は、発行人が預っている経済価値が商品等と引き換えられることなく滞留するものであるから、滞留する預り金によって構成されることとなる。

法人税法は、収益の計上に際して、権利確定基準及び支配管理基準を採る立場であることを考えると、電子マネーに係る退職収益は、本則方式の考え方と同様に、チャージした日の属する事業年度の益金の額に算入すべきと考える。

なお、チャージ式前払式支払手段の退職収益額は、チャージ額に発行人における退職率を乗じて求めるべきと考えるが、この退職率は、発行人における過去の退職状況から求めることとなり、過去の退職状況を把握するには、年度区分管理を行いチャージ年度ごとの未引換残高を把握する必要がある。電子マネーの発行者は、一般に年度区分管理が可能な管理体制を持っていると考えられるから、自社の退職実績は確実に把握できる状況にあり、退職率の算出には特に問題はないものとする。

また、収益計上は足掛け5年目までにすべて終了すべきと考えるが、実際の退職状況と見込みとの違いなどから、5年目末においては、預り金処理した経済価値が、借残か貸残かは別として、零とならないことが想定される。この部分については、5年目末において、前期損益修正項目として雑益又は雑損処理をすることとなる。

第三は、費用の計上についてである。上記のとおり、電子マネーの引換えに係る収益は、手数料収入などと同様に、利益額のみを足掛け5年目までに計上し、退職収益は、チャージした事業年度の益金の額に算入すべきと考える。

この結果、従来型前払式支払手段で発生する売上原価という費用項目は、基本的に発生しないこととなる。しかしながら、時効の援用を行わない商習慣や利用期限が長期であることに鑑みると、商品等への引換えが6年目以降に発生することも想定される。この場合、費用については、発行人において、既に退職収益や雑益及び雑損などとして処理していることを考えると、

発行法人において負担すべきこととなる。

この場合、6年目以降の引換えが、それまでの引換実態からみてイレギュラーなものであれば前期損益修正損として処理すべきであり、また、引換実態からみて当然予想された場合には、上記の「原価計上期間の長期化」で示したと同様に、見積原価の損金処理をすることとなる。

## 5 今後の問題

我が国の会計基準と国際基準との同化を目指して、平成19年8月、企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)との間で、平成23年6月を期限に、国際財務報告基準(IFRS)にコンバージェンス(収斂)する「東京合意」が取り交わされている。

IFRSsの一つである国際会計基準(IAS)は、収益認識の要件の一つとして、「物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が買手に移転したこと」(検収基準)を上げている。これに対し、法人税基本通達2-1-1及び同2-1-2は、棚卸資産の販売による収益は、引渡しがあった日の属する事業年度の収益とし、「引渡しがあった日」の判定基準として、出荷基準、検収基準及び使用収益日基準などの多様な基準を認めている。

前払式支払手段は、発行段階で確定的な収益となる特殊な商品であることから、上記のような一般的な棚卸資産を対象としたIFRSsの取扱いが、すぐに前払式支払手段に適用されるとは考えられず、よって、IFRSへの収斂が実現したとしても、検収基準に変更することを余儀なくされるとは考えにくい。

しかしながら、IFRSへの収斂によって、法人税法第22条4項の公正妥当処理基準に影響を与えることは想像に難しくなく、今後の動向に注意を払う必要がある。

## 6 結論

前払式支払手段の引換えの実態に対応する方策として、収益の計上時期を延長する方策が考えられる。しかし、発行年度で全額を収益計上する本則方



式との課税の公平の観点などから、収益計上は、従来どおり、発行から5年内になされるべきと考える。もう一つの対応策である引換費用の見積計上については、5年以内の収益計上を前提に、10年間への延長を認めるべきと考える。次に、電子マネーは、その性格が従来から存する前払式支払手段と大きく異なり、その発行法人を小口決済手段の提供者と同様に捉えることができることから、収益と費用の計上方法は、従来の考え方を踏襲しつつ、新たな考え方で処理する必要があると考える。さらに、近い将来、我が国の会計基準がIFRSへ収斂することを考えると、前払式支払手段の取扱いについても、今後の国際会計基準の動向を注視していく必要があると考える。

## 目 次

はじめに	13
第1章 前払式支払手段の現状	16
第1節 発行と利用の実態	16
第2節 前払式支払手段とは	18
1 法令上の定め	18
2 法的性格	20
3 使用期限と消滅時効	22
第3節 自家発行型と第三者発行型	23
第4節 発行及び利用の状況	23
1 発行者数及び発行額の推移	23
2 電子マネーの発行枚数及び決済件数等	24
3 前払式証票の使用期間（使用期限）	26
第2章 前払式支払手段の発行に係る会計処理の現状	28
第1節 法人税基本通達の取扱い	28
1 本則方式	28
2 ただし書方式	30
第2節 収益計上に係る会計処理の実態	31
第3節 裁判例	32
1 争いのない事実	32
2 争点	33
3 判決の主旨（抜粋）	35
第3章 前払式支払手段を取り巻く諸問題	38
第1節 商品等との引換えの実態	38
第2節 引当金計上の厳格化・適正化を求める動き	40
第3節 課税実務上の取扱い	41
第4節 規制法をめぐる問題	43

1	前払式証票規制法の諸問題	43
2	資金決済法の成立	44
3	検討課題	47
第4章	収益の帰属時期に関する考え方の整理	48
第1節	法人税法上の収益、費用の認識基準	48
1	法人税法の規定	48
2	法人税法第22条第4項の創設経緯	50
3	法人税法第22条4項の趣旨	51
4	会計の三重構造	52
第2節	本件通達の評価	59
1	問題点と評価	60
2	検討	61
第3節	諸外国の例	63
第5章	帰属時期に関する一考察	64
第1節	問題点の整理	64
第2節	収益の帰属時期	65
1	本則方式	65
2	ただし書方式	66
3	収益計上期間の長期化への検討	67
第3節	費用の帰属時期	70
1	将来発生原価の見越し計上の必要性	70
2	私案	71
3	私案の検討	73
第4節	新たな発行形態への対応	76
1	新たな発行形態の検討	76
2	電子マネー型前払式支払手段の特徴と性格	77
3	電子マネー型前払式支払手段の収益・費用の計上方法の考え方	79
4	収益・費用の計上方法に係る新たな視点	79

第5節 新規制法の影響	83
1 払戻し	83
2 サーバー管理型サービス	84
3 資金移動業	84
第6節 今後の問題	85
1 国際財務報告基準（IFRS）へのコンバージェンス（収斂）	85
2 IFRSsの収益認識基準	86
3 今後の問題	88
結びに代えて	90
【参考資料1】	91
【参考資料2】	97
【参考資料3】	98

## はじめに

一般に商品券、ギフト券、プリペイドカード等と呼ばれるものは、法人が商品の引渡し又はサービスの提供を約して発行したものであり、あらかじめ購入者から現金を受け取った際に発行するものであることから、前払式支払手段といわれているものである。

近年の情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、前払式支払手段の中には電子マネーと呼ばれる経済的価値の積増しが可能なチャージ式が登場しており、また、サーバー管理型サービスと呼ばれるまったく新たなサービスも出現している。従来から利用されている商品券やプリペイドカードなどは、特定の店舗や特定の財貨・サービスの支払いに当てることを目的として発行されていたのに対し、新たな前払式支払手段は、数多くの店舗で数多くの財貨やサービスの支払いに充てることを目的として発行され利用されることが多くなり、いわば、それらは一つの小口決済手段として利用されている。

一方、小口決済手段という面で見ると、現在、電子マネーやサーバー管理型サービス以外にも、さまざまな決済サービスが誕生し利用されている。このような決済手段の変化にも対応すべく、従来の規制法である「前払式証券の発行を規制する法律」（平成元年法律第92号）（以下、前払式証券規正法）が廃止され、後継法として前払式支払手段の規制に関する規定と銀行以外の事業者が為替業務を営むことができる旨などを定めた「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）（以下、資金決済法）が平成22年4月に施行された。資金決済法は、これまで規制の対象とされていなかったサーバー管理型サービスをも対象とするため、前払式証券規制法で用いられた「前払式証券」よりもより広い概念である「前払式支払手段」を定義している。

前払式証券の発行に係る収益の帰属の時期について定めた法人税基本通達2-1-39や同2-2-11など（以下、本件通達）の定めは、昭和55年の通達改正時に新設されたものであるが、それまで前払式証券に関する個別の会計処理基準や会計慣行がなかったこともあり、発行会社がそれぞればらばらな会計

処理を行っていたようである。現在では、従来型の前払式証券を発行する法人のほとんどが、本件通達の定めるところにより会計処理を行っているようであるが、チャージ式やサーバー管理型のあらたな形態を発行する法人の経理実態は明らかではない。

本件通達の経理処理は、発行年度において全額を収益に計上する取扱いを原則としているが、発行年度ごとに区分管理することなどを要件に、発行年度から足掛け4年目までは預り金処理を認め、5年目の事業年度末における未引換部分については、その全額を収益に計上する取扱いも認めている。ただし、どの方式を採用するにしても、6年目以降に発生する可能性のある引換え費用の損金計上は認めていない。

前払式証券の発行主体で組織する業界団体が実施した実態調査<sup>(1)</sup>によれば、商品等への引換えは、発行から5年目までの間に9割以上が引き換えられるものの、その後も引換えが進み、6年目以降10年目までの5年間に3.3%程度が引き換えられており、発行額の増大とともに6年目以降の引換額も増大している。このような引換えの実態を踏まえ、本件通達の取扱いに対し、発行業者などから見直しを要請する声<sup>(2)</sup>が上がっているが、本件通達は、創設以後、大きな改正もなく現在に至っている。

また、日本公認会計士協会は、平成19年4月、法律上の債務性が残っている可能性があるものでも、債務履行の可能性を考慮して負債計上を中止する会計処理を認めつつも、その後、債権者から支払いを求められ支払いに応じている場合には、将来発生する費用に対して引当金計上を求めるとする監査上の取扱いを公表している。このことを受け、大手百貨店、旅行会社など、多額の未引換前払式証券を抱えていた企業が、引換見込額を一挙に引当金計上し損金処理したことで業績を圧迫したとする新聞報道<sup>(3)</sup>がなされている。

- 
- (1) 第9回前払式証券発行业実態調査統計（平成18年度版）（社団法人 前払式証券発行協会）
  - (2) <http://www.maesho.or.jp> 「前払式証券の未引換残高の税務処理について」（社団法人 前払式証券発行協会）
  - (3) 平成19年10月8日 日本経済新聞朝刊

このように、前払式支払手段の発行に伴う収益の帰属の時期については、従来の考え方のみでは処理しきれない種々の問題が発生していることから、本稿では、前払式支払手段の引換えの実態及び新たな発行形態の実情等を踏まえながら、前払式支払手段の発行に係る収益の計上時期に関する諸問題を整理・検討し、新たな視点から収益計上の時期について整理・検討することとしたい。

なお、本稿においてプリペイドカード等の総称を記載するに当たっては、原則として「前払式証票」を包含した概念である「前払式支払手段」を使用するが、サーバー管理型サービスなどを含まない事柄について記載する場合や、資金決済法が成立する以前の事柄について記載する場合などには「前払式証票」と表記する。

# 第1章 前払式支払手段の現状

## 第1節 発行と利用の実態

前払式支払手段の発行形態は、時代とともに変化してきている。百貨店などの商品券、ギフト券、図書券、ビール券、酒券、米券など、かつての主流であった紙式は、一回だけの使いきりとなっていた。その後、昭和57年（1982年）に日本電信電話公社からテレホンカードが発行され、また、平成2年（1990年）には、紙式で発行されていた図書券にテレホンカードのような図書カードも発行されるなど、磁気式による前払式支払手段も発行されるようになった。この磁気式は、発行金額や数量などをカード内に磁気的に記録したものであるが、紙式が一回だけの使いきりであるのに対し、使用の都度残高が減算される形式となっている。

その後、磁気式の前払式支払手段を偽造する事件が多発したことなどから、平成11年（1999年）ごろから偽造がしにくく収納できる情報量も飛躍的に増大できるICカード（integrated circuit card）式が生まれた。ICカード式は、カード上に集積回路（IC）を組み込んだもので、ICカード式テレホンカードに代表される初期のものは、読み取り機械にICカードを差し込んで情報をやり取りすることから接触型と呼ばれ、利用の都度、残高を減算する形式となっていた。その後、ICカードを読取用機器にかざすだけで情報の読み書きができる非接触型と呼ばれるものが誕生する。具体的には、平成13年（2001年）11月にEdy、平成16年（2004年）3月にSuica、平成17年（2005年）10月にICOCA、平成19年（2007年）3月にPASMO、同年4月にWAONとnanacoなどである。非接触型といわれるICカード式前払式支払手段は、カード類にICを埋め込む形式のほかに、携帯電話内にICを組み込む形式も登場し、また、旧来のICカードは使いきり型であったのに対し、金銭的な価値を積み増しする機能を持っているチャージ式が登場した。そして、それらは、電子マネーなどとも呼ばれるようになり、今や前払式支払手段の主流となっている。



表1 前払式支払手段の記録媒体別発行額<sup>(4)</sup>

年 度	紙 式	磁気式	IC 式
平成 14 年度	6.0%	79.4%	14.7%
平成 19 年度	4.9	8.5	86.6

近年はインターネットなどのネットワークを利用して買い物をする e コマース (electronic commerce) と呼ばれる電子商取引が盛んに利用されている。電子商取引が始まった当初は、商品等の購入代金を振込みやクレジットカードなどで決済する方法が採られたが、利用者の個人情報やネット上に流出し悪用される事件が頻発したことなどから、ネット上で個人情報を入力することに強い抵抗感を持つ利用者が多くなった。そこで登場したのが、サーバー管理型と呼ばれる前払式の決済サービスであった。紙式では証票の表面に金額・数量などが記載され、また、磁気式や IC 式の前払式証票では、カードや携帯電話などの媒体に埋め込まれた記憶エリアに金銭価値などを記録するが、サーバー管理型サービスでは、そうした媒体を持たず運営会社のコンピューターサーバー内に金銭価値などを記録して管理するものとなっている。サーバー管理型サービスのおおまかな利用方法は、①サーバー管理型サービスを利用するための記号、番号などが記載された ID をコンビニエンスストアなどの販売店において購入する、②インターネット上で商品等を購入する。③購入代金を支払う際に、サーバー管理型サービスの運営業者が発行した ID などを利用して決済をするというもので、その利用金額は、平成 22 年度には前年度の 1.5 倍に当たる 7 千億円まで伸びるとの見通し<sup>(5)</sup>もある。

このようなサーバー管理型サービスは、使いきりのものもあるが、金銭的な価値を積み増しチャージできる仕組みを持っているものも存在している。サーバー管理型の決済サービスは、発行される証票に金銭的な価値が記録されてい

---

(4) 前掲注(1)

(5) 日本経済新聞平成 22 年 4 月 20 日朝刊 14 版 1 面

ないことから、これまで前払式証票規制法の規制の対象外とされてきたが、商品やサービスを購入するために前払いしておいた金銭価値を決済に利用するという点では従来からの前払式証票と機能的には同じであることから、第3章第4節で後述するように資金決済法において法規制の対象とされるようになっていく。

なお、前払式支払手段の利用形態を整理すると、次の表2のとおりである。

表2 前払式支払手段の利用形態

媒体	使いきり型	減算型	チャージ型
紙式	○	—	—
磁気式	—	○	—
IC式	—	○	○
サーバー管理型	—	○	○

## 第2節 前払式支払手段とは

### 1 法令上の定め

前払式証票規正法が定める前払式証票とは、①金額又は物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）が、商品券等に記載又は電磁的な方法で記録されているもので、②商品券等に記載又は電磁的な方法で記録された金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が事前に支払われており、③対価が事前に支払われた際に前払式証票が発行され、④商品を購入するとき又はサービスの提供を受けるときに前払式証票を提示、交付し使用されるもの（前払式証票規制法第2条）とされている。ただし、①発行から6ヶ月以内に限り使用できるもの、②乗車券、③美術館等の入場券、④社員食堂の食券等は、前払式証票規正法の規制を受けないことになっている（同法第3条）。前払式証票の発行者が経済的に破綻して商品券等を使用することができなくなった

場合は、発行者が供託しておいた発行供託金を原資として、額面金額の一部について払戻しを受けることができる場合がある（同法第14条）が、これら例外を除いては、法律上の明文規定はないものの、払戻しや換金ができないことになっている。

前払式証票規制法及び前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成2年政令第193号）が定める前払式証票を整理すると、次の表3のとおりとなる。

次に、資金決済法に定める前払式支払手段とは、「証票、電子機器その他の物に記載され、又は電磁的方法により記録される金額（物品又は役務の数量）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号、その他の符号であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの」（資金決済法第3条）とされており、サーバー管理型サービスも対象とされた。また、乗車券や入場券などを対象から除いている点は前払式証票と同じである（同法第4条）が、払戻しについては、業務廃止や発行業者としての登録を取り消された場合などの除き、払い戻すことを原則禁止している（同法第20条）。なお、払戻金額が少額な場合や発行業務の健全な運営に支障が生じない範囲であれば払い戻すことを認める規定がある（同法第20条2項ただし書）が、これは地域限定の前払式支払手段の利用者が転居などにより利用できなくなった場合などを想定しているようである。

表3 前払式証票規制法上の前払証票の例・適用除外の例

例 示	規 定	備 考
商品券・ギフト券、図書券、テレホンカード、Edy、Suica、ICOCA、PASMO、nanaco、WAONなど	法第2条第1項1号	金額が記載又は電磁的に記録されている証票
ビール券、酒券、米券、アイ	法第2条第1項2号	物品、役務の数量が記

スクリーン券、カタログギフトなど		載又は電磁的に記録されている証票
<b>【法律の適用除外】</b>		
国などが発行する証票	法第3条1号	
オッズカード	法第3条2号、令第4条2号	
従業員向け証票	法第3条3号、令第5条1号	
健保組合員等向け証票	令第5条2号	
学生・学校職員向け証票	令第5条3号	
友の会買い物券	法第3条4号	
商人間で使用される証票	法第3条5号	
<b>【法定除外】</b>		
乗車券、乗船券、航空券	令第1条1号	
施設又は場所に係る入場券	令第1条2号	
特定の施設・場所の利用者が通常使用する食券等	令第1条3号	
6か月以内の期限のある証票	令第2条	

## 2 法的性格

前払式支払手段の法的性格については議論があり、多くの見解がある。商品券、ギフト券及び各種プリペイドカードなどを想定した議論としては、次のような見解<sup>(6)</sup>があった。

### 【金券説】

収入印紙や郵便切手のように、証券自体が表示された金額に相当する価

(6) 片岡義広「プリペイド・カードの法的性質と契約関係」ジュリスト951号41頁

格を有するもので、特定の法律関係において、金銭と同様に支払としての効力を有する証券。

#### 【給付請求権を表彰する有価証券】

「ビール券」等を念頭において、一定種類の商品を一定数量の引渡しを求める給付請求権を表彰する証券。

#### 【法的地位を表彰する有価証券】

発行者において、前払式証票、取引約款、加盟店契約などのシステムが存在することを前提に、商品等の購入者が発行者と給付者との間の加盟店契約に基づき、商品等の購入の際に発生した債務の免責を受ける法的地位を表彰した有価証券。

一方、電子マネー<sup>(7)</sup>については、①加盟店との関係でのみ債務の弁済効力が生じる点、②支払われる金員に応じて発行や積み増しがなされる点（対価性がある点）、及び③電子データ化されている点から、「その金額に応ずる対価を得て電磁的に記録された金額情報であって、その記録者との契約関係に基づき、それを移転することによって、契約に基づく一定の範囲の金銭債務の弁済としての効力を有するもの」とする見解<sup>(8)</sup>があり、サーバー管理型サービスについては、従来の商品券等と異なり価値を表す証券の存在が前提とされていないことから、その性格を金券や有価証券とする法的構成をとるためにはハードルが高く、同サービスについては、証券的債権というよりは、通常の債権、すなわち指名債権と位置づけるのが素直な考え方とする意見<sup>(9)</sup>がある。

前払式支払手段の法的性格については、前払式証票規制法及び資金決済法においても明らかにされておらず、一定の機能を果たしていれば規制対象と

---

(7) 「電子マネー」という言葉には、定まった定義はないようである。ここでは、Edy、Suica、PASMO、ICOCA、nanaco、WAON など、原資の支払いが利用前であるものを指しているようである。

(8) 杉浦宣彦「電子マネーと法」ジュリスト1361号74頁

(9) 中崎隆「資金決済法が前払式支払手段発行業者に与える課題」月刊消費者信用2009年7月号34頁

するという姿勢のように思われる。いずれにしても、前払式支払手段の法的性格について、そのすべてをとらえた通説的な考え方は存しないようであるが、共通している点として、①利用によって債務弁済効力が生ずる、②発行などに際して対価を支払う（対価性あり）、③原則として支払った対価の返還義務がないということがあげられよう。

なお、この点、企業が発行するポイントは、あくまでも企業が販売促進のために広告宣伝費等を活用して付与される「おまけ」であり、対価なしで付与されるものとなっている。よって、ポイントは、対価性の有無の点で前払式支払手段と決定的に違いがあるといえる。

### 3 使用期限と消滅時効

収益の帰属の時期とは異なる問題として、使用期限のない前払式証券の発行者は、いつまで引換えに応じなければならないかという問題がある。また、前払式証券の発行者は、未引換部分について一定額を供託しておかなければならない義務があるが、当該供託金の額を計算する基になる未引換金額にいつまで計上しておかなければならないかという問題もある。

前払式証券の発行者で組織する業界団体が未引換金額への計上に関して金融庁に書面照会した結果<sup>(10)</sup>、金融庁は、消滅時効が完成しているか否かについては回答を避けつつも、発行者は消滅時効の利益を放棄する可能性がある

---

(10) 金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）（平成 19 年 9 月 14 日）「発行日から 5 年以上経過した前払式証券は、証券に基づいて発行者が所持人に対して負担する債務を商法 522 条にいう商行為によって生じる債務に該当し、時効によってもはや「代価の弁済に充てられなくなった額」（前払式証券施行規則第 2 条）と解釈して、これら時効にかかった証券を直前の基準日未使用残高から控除することは可能かどうか。」と照会していることに対し、「前払式証券について消滅時効が完成した場合であっても、債務者（前払式証券発行者）において、消滅時効の利益を放棄等する可能性があることから、利用者保護の観点からは、消滅時効の完成後に前払式証券を使用させない債務者（前払式証券発行者）の意思が利用者の通常知りうる方法により外部に明らかにされていない限り、当該前払式証券が「代価の弁済に充てられなくなった」ということはできず、当該前払式証券の金額を直前の基準日未使用残高から控除することはできない。」と回答している。

<http://www.fsa.go.jp/common/hoact/index.html>

ことから、発行者の意思が通常知りうる方法で外部に明らかにされない限り、供託金の計算のもとになる未引換金額から控除することはできない旨回答している。

照会内容等から推測すると、前払式証券の発行者は、一般に顧客に対するサービスの一環として時効の援用を行わず、引換え請求に対してほとんど無期限に近い対応をしているものと思われ、そのことは本件通達が創設された昭和55年当時において、戦前に発行された前払式証券が預り金処理のままにされていたという事例もあった<sup>(11)</sup>ことからわかる。

### 第3節 自家発行型と第三者発行型

前払式支払手段は、発行事業者と財やサービスの提供事業者との関係から、自家発行型と第三者発行型に区別される。

自家発行型前払式支払手段とは、前払式支払手段の発行者と物品やサービスの提供者が同一の場合であり、物品やサービスの代価の支払いのために提示又は交付するものである。これに対し、第三者発行型前払式支払手段とは、自家発行型前払式支払手段以外のものをいい、前払式支払手段の発行者と物品やサービスの提供者とが異なるものである。

### 第4節 発行及び利用の状況

#### 1 発行者数及び発行額の推移

前払式証券規制法の規制対象となる前払式証券を発行する者の数は、下表4<sup>(12)</sup>のとおり第三者型の発行者数は減少傾向にあるものの、自家型の発行者

---

(11) 窪田悟嗣「(五訂版) 法人税基本通達逐条解説」税務研究会出版局2008年162頁

(12) 社団法人前払式証券発行協会ホームページ：関連統計：前払式証券の発行者数の推移より <http://www.maesho.or.jp/>

数は増大する傾向にある。また、前払式証票の発行額等の推移は、下表5<sup>(13)</sup>のとおり、発行額、回収額及び未使用残高は、平成17年度以降大きく増大している。

表4 前払式証票の発行者数の推移

(単位：発行者数)

	H16/3 末	H17/3 末	H18/3 末	H19/3 末	H20/3 末
第三者型発行者	1,465	1,420	1,376	1,315	1,260
自家型発行者	430	434	463	484	510

表5 前払式証票の発行額等の推移

(単位：億円)

	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
年間発行額	93,566	91,611	109,637	124,118	134,754
年間回収額	93,251	91,408	109,435	123,751	134,304
使用残高	18,363	18,552	18,955	19,427	20,068

## 2 電子マネーの発行枚数及び決済件数等

Edy、Suica、ICOCA、PASMO、nanaco、WAON、SUGOCA 及び Kitaca は、電子マネーと呼ばれることがある。これらは、平成21年3月末での発行枚数が1億枚を越えおり<sup>(14)</sup>、SUGOCA 及び Kitaca を除いても、平成21年12月末には1億2千枚を越えている。上記8つの電子マネーの平成20年度の決済件数は約11億件であり、また、決済金額は8172億円となっており、最新の平成21年の数値としては、SUGOCA 及び Kitaca を除いても、決済件数が14億件（対前年度比28.2%増）、決済金額が1兆2千億（対前年度比46.8%増）となって

(13) 前掲注(1)

(14) 日本銀行決済機構局 決済システム等に関する調査レポート「最近の電子マネーの動向について（2008年度）」（2009年7月）



いる。さらに、平成22年度の発行額が3兆円を上回るという見通しもある<sup>(15)</sup>。

このように、上記の電子マネーは、利用できる範囲が大都市圏のチェーン店から地方の商店街や自動販売機、自治体などに広がり、利便性が高まっていることから<sup>(16)</sup>、ここ数年急速に利用が拡大していることがわかる。上記8つの電子マネーとクレジットカードやデビットカードなどのポストペイ（事後払い）型の利用状況（表8）を比較してみても、電子マネーの約7割がコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどで利用されているという新聞報道<sup>(17)</sup>があるように、それぞれの利用シーンが異なることから1件当たりの金額などに差があるが、電子マネーが支払手段の一つとして認知されつつある状況が分かる。

なお、電子マネーという名称には定まった定義はなく、プリペイド式のみをさす場合もある一方で、後払い式をも含めた広い概念を指す場合もある。本稿では、基本的に、上記に示したようなプリペイド式の前払式支払手段を指す名称として使用する。

表6 主な電子マネーの発行枚数等

（ ）は前年比

	発行累計枚数	うち携帯電話	端末台数
H19年9月末	6,649万枚	767万台	24.7万台
H20年3月末	8,061	942	35.8
H20年9月末	9,308	1,078	39.3
H21年3月末	10,503 (+30.3%)	1,205 (+27.9%)	48.0 (+34.1%)
H21年12月末	12,365 (+32.8%)		

(15) 日本経済新聞 平成22年4月20日朝刊14版「電子マネーの市場規模」（きょうのことば）

(16) 日本経済新聞 平成22年2月3日朝刊14版

(17) 日本経済新聞 平成21年9月11日夕刊4版「暮らしに溶け込む電子マネー(上)」

※ H21年12月末の（ ）内数字は、H20年9月末との比較値である。

※ H21年12月末の数値は、SUGOKA、Kitakaを除いた数値である。

表7 主な電子マネーの決済件数等

( ) は前年比

	決済件数	決済金額	1件当たり金額
H19年度	810百万件	5,636億円	696円
H20年度	1,116 (+37.8%)	8,172 (+45.0%)	732
H21年	1,431 (+28.2%)	12,000 (+46.8%)	

※ H21年の数値は1年間の数値であるが、H19とH20は1年度間の数値である。

※ H21年の（ ）内数字は、H20年度との比較値である。

※ H21年の数値は、SUGOKA、Kitakaを除いた数値である。

表8 他の小口決済手段との比較

	主な電子マネー	デビットカード	クレジットカード
年間決済件数	1,116百万件	12.6百万件	4,547百万件
年間決済金額	81.7百億円	76.9百億円	3,477百億円
1件当たり金額	732円	6,103円	7,646円

※ 主な電子マネーとデビットカードはH20年度、クレジットカードはH18年度の数字である。

### 3 前払式証票の使用期間（使用期限）<sup>(18)</sup>

前払式証票の使用期間（使用期限）の有無を発行形式から見てみると、表9のとおり、発行形式が進化するに従い使用期限の定めのないものが数多く

(18) 前掲注(1)

発行されるようになってきている。これは、最近の非接触型の IC 式などにおいては、コンピュータ管理が進み、発行日、利用金額、利用日及び未使用残高などを管理できるようになったことが原因の一つではないかと考えられる。また、使用期限の定めのある前払式証券の使用期限年数は、表 10 のとおり、5 年とするものが全体の 66.7%であり、5 年までに使用期限を迎えるものは全体のほぼ 9 割に当たる 89.9%となっている。

以上のことから、現在発行されている前払式証券は、使用期限の定めがないものが全体の 9 割と大勢を占めている。これに対し使用期限の定めがあるものは、全体の 1 割程度を占めるにすぎず、その大部分が発行から 5 年で使用期限が到来することとなっている。よって、使用期限の定めがあり、使用可能期間を長期間と定めているものはきわめて少数派であるといえる。

表 9 媒体別使用期間（使用期限）の有無

区 分	紙 式		磁気式		IC 式	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
な し	394 件	76.7%	28 件	87.5%	26 件	89.7%
あ り	120	23.3	4	12.5	3	10.3
合 計	514	100.0	32	100.0	29	100.0

表 10 使用期間（使用期限）

使用期間	発行者数	構成比	使用期間	発行者数	構成比
1 年	19 件	14.7%	10 年	2 件	1.6
2 年	3	2.3	年月指定	8	6.2
3 年	8	6.2	その他	3	2.3
5 年	86	66.7	合 計	129	100.0

## 第2章 前払式支払手段の発行に係る会計処理の現状

本件通達の定めの内容、発行業者が採用している会計処理の方法及び本件通達に関する裁判例の内容は、どのようになっているのであろうか。それらの内容を概観することによって、前払式証票の発行に係る会計処理の現状を見てみたい。

### 第1節 法人税基本通達の取扱い

#### 1 本則方式

法人税基本通達2-1-39は、法人が商品の引渡し又は役務の提供を約した商品引換券等（通達では商品引換券と定義している。）を発行し、その対価を受領した場合における当該対価の額は、発行した日の属する事業年度の益金の額に算入することを本則としている（以下、本則方式）。

本則方式は、当該年度において商品等と引きかえられた商品引換券等の引換え原価を損金の額に算入すると同時に、事業年度末において商品の引渡し又は役務の提供を了していない商品引換券等（以下、未引換券）があるときは、未引換券を発行年度ごとに区分して管理しているか否かに係わらず、当該未引換券に係る商品の引渡し等に要する費用の見積額として、次の区分に応じ、それぞれ次に示す金額を当該事業年度の損金の額に算入することができるものとしている（法人税基本通達2-2-11）。この場合、事業年度末に計上した費用の見積額に相当する金額は、翌事業年度において益金の額に算入する（洗替える）こととなっているが、費用の見積計上を認める期間は、発行した事業年度から4年目までとなっている。

ちなみに、未引換券を発行年度ごとに区分して管理している場合には、通常、次項に述べるただし書方式を適用すると思われるから、下記「未引換券を発行年度ごとに区分して管理する場合」を適用して費用の額を見積計上す

る事例はほとんどないと考えられる。

なお、連結法人が商品引換券等を発行した場合の当該商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期に関する本則方式は、法人税基本通達2-1-39及び同2-2-11と同様の取扱いが、連結納税基本通達2-1-42及び同2-2-11に定められており、連結法人が商品引換券等を発行した場合においても、一般の法人と同様の取扱いとなっている。

【未引換券を発行年度ごとに区分して管理する場合】

(算式)

当該事業年度終了の時における未引換券のうち当該事業年度及び当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度において発行したものに係る対価の額の合計額 × 原価率

【上記以外の場合】

(算式)

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該事業年度及び当該事業} \\ \text{年度開始の日前3年以内に} \\ \text{開始した各事業年度におい} \\ \text{て発行した商品引換券等に} \\ \text{係る対価の額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{左の各事業年度において} \\ \text{商品の引渡し等を行った} \\ \text{商品引換券等に係る対価} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) \times \text{原価率}$$

(注) 上記2つの算式の原因率は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した割合とする。

イ 第三者発行型の場合

$$\frac{\text{分母の商品引換券等と引換えに} \\ \text{他の者に支払った金額の合計額}}{\text{当該事業年度において回収された商品引換} \\ \text{券等に係るその発行の対価の額の合計額}}$$

ロ 自家発行型の場合

$$\frac{\text{分母の金額に係る当該事業年度の  
売上原価又は役務提供の原価の額}}{\text{その引渡し又は提供を約した商品又は役務と  
種類等を同じくする商品又は役務の販売又は  
提供に係る当該事業年度の収益の額の合計額}}$$

その引渡し又は提供を約した商品又は役務と種類等を同じくする商品又は役務の販売又は提供に係る当該事業年度の収益の額の合計額

## 2 ただし書方式

法人税基本通達2-1-39のただし書きには、あらかじめ所属の税務署長又は国税局長の確認を受けることなどを条件に、次のような取扱いを定めている（以下、ただし書方式）。つまり、ただし書方式は、商品引換券等の発行者が商品引換券等を発行年度ごとに区分して管理することを要件に、商品引換券等の発行に係る対価の全額を預り金として処理し、商品の引渡し等に応じて商品の引渡し等のあった日の属する事業年度の収益に計上するという取扱いである。この場合、引き渡された商品などの売上原価は、商品の引渡し等のあった日の属する事業年度の損金となる。

そして、商品引換券等を発行した事業年度終了の日の翌日から3年を経過した日の属する事業年度終了の時、つまり、発行日の属する事業年度から起算して5年目の事業年度末に、その段階で引換えがなされていない商品引換券等の額をすべて収益に計上することと定めている。

その場合、未引換券その後商品等と引き換えられるとしても、発行事業年度から5年目の事業年度末において、その後の引換え原価の見積計上を認めないことから、発行から6年目以降に商品等への引換えがあった場合、引換え費用は、実際に引き換えられた事業年度の損金として計上されることになる。当然のことながら、発行日の属する事業年度から起算して5年目の事業年度末以前に有効期限が来るものについては、有効期限の日の翌日の属する事業年度に収益に計上することとなる。

なお、ただし書方式は、本則方式と同様に、連結法人に関する規定があり（連結納税基本通達2-1-42）、連結法人についても同様の取扱いが定めら

れている。

## 第2節 収益計上に係る会計処理の実態<sup>(19)</sup>

前払式証券の発行者で組織する業界団体は、前払式証券の収益計上に係る会計処理などに関してアンケート調査を実施しており、前払式証券の年度別区分管理の有無及び収益計上方法に関する調査結果は、表11及び表12のとおりである。なお、この実態調査は、1,295の前払式証券の発行者を対象として行ったもので、全体の43.0%に当たる557の発行者から回答が得られた結果である。

前払式証券の発行及び回収時の年度別区分管理については、表11のとおり、6割以上の発行者が年度別に区分管理を行っているものの、残りの発行者のうち少なくとも2割以上が年度別区分管理を行っていないことが分かる。年度別区分管理を行っていない発行者は、発行者全体の4分の1程度 $(23+16 \times (23 \div (23+61)))$ と推測される。

次に、収益の計上方法について「法人税基本通達のどの方法で計上しているか。」とのアンケートに対する結果は、表12のとおり、回答した発行者の少なくとも4分の3程度 $(24.3+49.1)$ が、本件通達のいずれかの方法で収益を計上していることがわかる。残りの2割強の発行者がどのような方法で収益を計上しているかは、回答がないため不明である。

表11と表12を見てみると、ただし書方式は、年度別区分管理が必要となるから、全ての年度別区分管理を行っていない発行者(23%)とごく一部の年度別区分管理を行っている発行者を含めた全体の24.3%の発行者が、本則方式を採用しているものと推測され、また、ただし書方式を採用していると回答した発行者(49.1%)は、年度別区分管理を行っている発行者の多くが採用しているものと推測することができる。

---

(19) 前掲注(1)

表 11 年度別区分管理の状況

区 分	割 合
管理していない	23%
管理している	61
回答なし	16

表 12 収益計上の方法

区 分	割 合
本則方式	24.3%
ただし書方式	49.1
回答なし	22.2

### 第 3 節 裁判例

法廷において前払式支払手段の発行に係る収益の帰属の時期が争われた例は、多くない。そのような中で次の名古屋地裁平成 13 年 7 月 16 日判決（平成 12（行ウ）14 号法人税法更正処分取消請求事件一棄却・確定、以下、名古屋地裁判決）は、先例的な意義を持つものといわれている<sup>(20)</sup>ものであり、判決内容の概要<sup>(21)</sup>は以下のとおりである。

#### 1 争いのない事実

原告 X は、石油類の卸、小売業を営む株式会社である。X は、平成 8 年 2 月 1 日から同 9 年 1 月 31 日までの事業年度（以下、本件事業年度）中に、関係先店舗においてプリペイドカード（以下、本節において本件商品券）を発行した。本件事業年度における本件商品券の発行対価の総額は、合計 5 億 332 万 5238 円で、そのうち未使用部分に係る発行金額は、合計 9987 万 1420 円である。

X は、本件事業年度分の法人税について平成 9 年 3 月 28 日に確定申告をした（以下、本件申告）が、その際、本件商品券については、商品と引換えが終了した 4 億 345 万 3818 円のみを収益に計上し、未使用部分に係る合計 9987

(20) 加藤就一「プリペイドカード発行に係る対価は、発行時の事業年度の収益として計上すべきであるとされた事例」判例タイムズ 1125 号 246 頁（2003 年）

(21) 高橋靖「商品券と法人税」ジュリスト 1232 号 201 頁（2002 年）



万 1420 円は預り金として処理し、収益としては申告しなかった。

本件商品券の未使用部分に係る発行対価を本件事業年度の収益として計上するとした場合、当該部分に係る原価の額は合計 8012 万 1288 円となるが、この原価の額について、X は、積極的には争っていない。

本件は、被告 Y 税務署長が X に対し、本件事業年度の法人税について、平成 10 年 3 月 31 日付で更正処分（以下、本件更正処分）をしたため、X が本件更正処分は適法な申告に対してなされたものであり、更正処分の要件を欠く違法な処分であると主張して、その取消しを求めたものである。

## 2 争点

本件の争点は、本件更正処分について国税通則法第 24 条に定める更正処分の要件が存したか否かである。

すなわち、X が本件申告において行ったように、前払式支払手段の発行に際して收受する対価について、発行時に収益計上することなく預り金として処理し、実際に前払式支払手段の所持者が商品等と引換えを行った時点で収益計上する方法（以下、本節において原告方式）により申告することは、法人税法第 22 条及び法人税基本通達 2-1-33（現在の基通 2-1-39 のこと。）に反し更正処分の対象となるか否かである。

当事者双方が主張した争点は、以下の 3 点である。

### (1) 争点 1

ある会計慣行が当該業種において一般化していた場合、その会計慣行は税法上も認められるべきか。

#### (ア) 原告の主張

法人税法第 22 条第 4 項は、各事業年度の収益の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（以下、公正妥当処理基準）に従って計算されるものとする旨定めているが、その趣旨は、課税所得金額の計算に関する規定を法人税法及び同法施行令等において完結的に定めることは繁雑に過ぎ、かつ、困難であることから、企業会計における損益計算が

健全な会計慣行に基づいて適切に処理されていれば、法人税の課税所得の金額の計算も企業の損益計算を前提とすることとし、法人税の課税の目的に照らして企業会計の処理をそのまま受け入れることが適当ではない部分についてだけ、法人税法に特段の定めを置いて規制を加えるというものであると解される。

したがって、法人税法第 22 条第 4 項の公正妥当処理基準とは税法以前の企業会計の分野におけるものを指すと解すべきであり、ある会計慣行が当該業種において一般化していて、それが健全な慣行として継続的に行われ、かつ社会的に認知されておりさえすれば、当該会計慣行に従ってなした申告が不適法となることはない。

#### (イ) 被告の主張

法人税法第 22 条第 4 項が公正妥当処理基準を定めた趣旨は、企業が会計処理において用いている基準ないし慣行のうち、一般に公正妥当と認められるものについては、それによる所得計算を是認するが、そうでないものについては税法上も認めないというものであるから、税法解釈上支障を生じ、公正妥当な内容の基準であると認められない慣行は、同項にいう公正妥当処理基準に該当しないと解すべきである。

#### (2) 争点 2

原告方式は、公正妥当な会計処理基準といえるか。

#### (ア) 原告の主張

前払式支払手段は、発行者がその前払式支払手段を持参した顧客に対し、券面額まで商品等を給付する債務を負担したことを示すものであるから、その発行の際に収受する対価の額の性質は預り金というべきであり、原告方式は正規の簿記の原則に従ったものである。現に、一般の簿記の教科書は、前払式支払手段の発行時及び商品との引換えがされたときの経理処理の方法について、現在も原告方式による説明をしているのであって、このことは税務大学の簿記の教科書についても同様である。したがって、原告方式は、公正妥当処理基準に合致するものであり、本

件申告の内容は法の規定に合致した適法なものである。

(イ) 被告の主張

原告方式によった場合、もはや商品の引渡し等がなされる可能性がない前払式支払手段の対価が永久に預り金名目で負債として計上され続けることになるが、このような経理処理が妥当であるとは到底考え難い。したがって、原告方式は会計理論の面からみても妥当な経理処理の方法であるとはいえず、この点でも法人税法第 22 条第 4 項の公正妥当処理基準には該当しない。

(3) 争点 3

本件通達の処理方式は、公正妥当な処理基準といえるか。

(ア) 被告の主張

本件通達新設後、本件事業年度までの間に 20 年近くもの期間が経過しており、この間に本件通達の定める会計処理の方法（以下、本節において通達方式）は公正で妥当な会計処理の基準として社会に広く定着するに至っている。

(イ) 原告の主張

国税庁長官の通達によってその会計慣行が当該業種で一般化するといえないし、その通達と異なる取扱いが法令の規定に違反するものであることにもならない。

### 3 判決の主旨（抜粋）

(1) 公正妥当処理基準とは

「企業会計と税法の関係について検討するに、課税所得は、企業による会計処理の結果を基礎として、これに税法等を適用して計算されるものであるから、税法以前の概念や原理を前提としている。」「法 22 条 4 項は、税法が繁雑なものとなることを避ける目的で客観的にみて規範性、合理性があり、公正妥当な会計処理の基準であると認められる方式に基づいて所得計算がなされている限り、これを認めようとするものであると解されるが、

税法は納税義務の適正な確定及び履行を確保することを目的としているから、適正公平な税収の確保という観点から弊害を有する会計処理方式は、法 22 条 4 項にいう公正妥当処理基準に該当しないというべきである。」

## (2) 原告方式の問題点

「商品引換券等・・・が発行された場合、残額が僅少であるとか、当初から収集目的で購入した等の理由から、顧客が引換えをすることなく死蔵したり、あるいはカード自体を紛失したり失念したために長期間引換えがなされないまま、発行者において事実上給付義務を免れることとなる部分が一定の確率で必ず発生すると考えられるのであって、現に、証拠によれば、戦前に発行された商品引換券等が本件通達の制定された昭和 55 年ころまで預り金処理されていたという事例もあったことが認められる。」「原告方式により処理した場合には、・・・引換え未了部分に係る発行代金相当額は永久に預り金として処理され続けることとなるが、かかる事態は企業の会計処理として妥当なものとはいえない難い上、発行者が事実上、確定的な利益を享受するにもかかわらず、税務当局は当該発行代金部分に対する課税をなし得なくなるという税務上重大な弊害を生ぜしめることが明らかである。」

## (3) 通達方式の合理性と更正処分要件の有無

「本件通達の制定後、税務会計に関する解説書や税務関係雑誌、法人税法や基本通達の解説書において、原告方式に弊害があること及び商品引換券等の発行代金については通達方式によるべきことが繰り返し説明されていることが認められるところ、本件通達が発せられたのは昭和 55 年であり、本件事業年度までの間に 17 年近くもの期間が経過していることからすれば、たとえ最近の簿記の解説書の中に商品引換券等の記帳処理につき（原告主張）のような解説をしているものが依然として存するとしても、遅くとも本件事業年度当時においては、税務申告上は原告方式によらず通達方式によるべきこと及びその合理性が既に広く知られていたというべきである。したがって、原告方式によりなされた本件申告は、（上記（2）の点な

どからしても)、公正妥当処理基準に合致しない方式に基づく申告として国税通則法 24 条所定の更正の要件を具備していたというべきである。(カッコ内は筆者が加筆した。)」商品引換券等の発行代金が発行時において発行者の確定的な収入になると解することに会計理論上特段の問題はなく、・・・通達方式は、・・・公正かつ妥当な方法であると認められる上、・・・企業の会計処理の基準として既に広く知られていたものとなっていたのであるから、このような通達方式により原告の所得額を算定することは適法である。」

## 第3章 前払式支払手段を取り巻く諸問題

### 第1節 商品等との引換えの実態

業界団体が行った実態調査によれば、最近の前払式証票の引換え状況は、表13「前払式証票の引換え額の推移」<sup>(22)</sup>及び表14「年度別未使用残高率」<sup>(23)</sup>のとおりとなっている。この二つの表は、ベースとなる実態調査は同じであるが、対象としている発行法人数が異なることから、結果として引換え率などに若干の違いが生じている。

表13によれば、発行から5年目までに93.96%が引き換えられるものの、10年目までの5年間も全体の3.29%に当たる前払式証票が引き続き引き換えられ、10年目末での引換え率は97.25%となっている。また、表14によれば、発行からの3年間に9割近くの前払式証票が引き換えられる一方で、率にすれば若干ではあるが、その後も引換えが行われ、10年目末で95%程度まで引き換えられていることがわかる。

実態調査が行われた平成18年当時の前払式証票は、表13及び表14の2つの表から見ると、発行から5年間程度では引換えが終了しておらず、10年間程度の長期に渡って継続して引き換えられていると認められる。

ただし書方式は、発行から4年目までは預り金処理を認めるものの、5年目の事業年度末で商品の引渡し又は役務の提供を了していない前払式証票(以下、未引換証票)のすべてを収益に計上する旨定めている。この取扱いは、本件通達が創設された昭和55年ころの百貨店の商品券が発行から5年間でほぼ全てが引き換えられ、未引換残がほとんど残らない実態にあったことや商法522条の定める商事消滅時効が5年とされていることに理由があったようである。

---

(22) 社団法人前払式証票発行協会ホームページ：協会の活動について：前払式証票の未引換残高の税務処理について 別紙2 (2009.2.2)  
<http://www.maesho.or.jp/attach/zeimushori.2022.pdf>

(23) 前掲注(1)

そうすると、前払式証券の商品等への引換えの実態を前提に考えると、本件通達が発行から5年目末までに収益計上処理を終わらせる取扱いとの間には、乖離が生じているといえる。

表 13 前払式証券の引換え額の推移

(単位：百万円)

	発行額	引換え額	引換率		未引換え額	未引換率
			単年度	累 計		
1年目発行額	61,372					
1年目		31,828	51.86%	51.86%	29,544	48.14%
2年目		17,933	29.22%	81.08%	11,612	18.92%
3年目		4,670	7.61%	88.69%	6,941	11.31%
4年目		2,142	3.49%	92.18%	4,799	7.82%
5年目		1,092	1.78%	93.96%	3,707	6.04%
5年目までの合計		57,665		93.96%		
6年目		687	1.12%	95.08%	3,020	4.92%
7年目		497	0.81%	95.89%	2,522	4.11%
8年目		393	0.64%	96.53%	2,130	3.47%
9年目		245	0.40%	96.93%	1,884	3.07%
10年目		196	0.32%	97.25%	1,688	2.75%
10年目までの合計		59,684		97.25%		

表 14 年度別未使用残高率

初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
43.0%	17.3%	11.4%	8.8%	7.4%	6.6%	6.0%	5.4%	5.3%	5.1%

## 第2節 引当金計上の厳格化・適正化を求める動き

日本公認会計士協会は、会社法及び関連法務省令等に対応すべき事項を検討し、従来の租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する記述を整理するとともに、企業会計上の引当金である役員退職慰労引当金等に関して、現状の会計慣行を踏まえた監査上の留意事項を追加し、「監査第一委員会報告第42号『租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い』の改正について」（以下、改正監査取扱）として、平成19年4月13日に公表した。

改正監査取扱によれば、「負債計上を中止した項目に係る引当金」<sup>(24)</sup>として、履行可能性が低いと判断して、一旦は負債計上を中止した債務について、その後の請求に応じるとすれば、負債計上中止後であっても将来に費用発生の可能性があることから、企業会計原則注解18の引当金の要件を満たしている可能性があり、リスクの備えとして引当金計上の要否を検討する必要があるとしている。ちなみに、企業会計原則注解18は、①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れることを求めている。

---

(24) 改正監査取扱は、「法律上の債務性が残っている可能性があるものでも、債務履行の可能性を考慮して一定の要件を満たす場合に負債計上を中止（利益計上）する会計処理を行う場合がある。この場合、法律上の債務性の争点があるものの、債権者から返還（支払）請求を受けた場合は、それに応じて返還（支払）している実務がある。これについては負債計上の中止処理自体容認できるかどうかの問題はあるものの、実務慣行として定着している場合は、最終的に債権者から返還（支払）請求されず、債務を履行する可能性が低い場合も想定されるため、負債計上の中止自体を否定する必要はないと考えられる。しかし、負債計上の中止処理後、将来返還（支払）請求に応じた場合費用が発生することになるため、引当金の要件を満たしている可能性がある。このような会計事象については、将来の返還（支払）リスクに対する備えとして注解18の引当金計上の要否を検討する必要がある。なお、当該金額に重要性がない場合はこの限りではない。また、過去の返還（支払）実績が把握されていないなど、金額が合理的に算定できない場合は、返還（支払）請求時に費用計上することもやむを得ないと判断されるが、その場合でも、合理的な算定が可能となるよう、早期に対応することが必要である。」という。



ところで、ただし書方式は、発行から足掛け5年目末に未引換証券に係る預り金処理を中止し、全額を収益に計上する旨定めているが、その後に商品等への引換えを求められ、引換えに応じることによって引換費用が発生している実態があったとしても、発行から足掛け5年目末において費用の見積計上を認めていない。また、本則方式は、発行した事業年度において発行対価の全額を収益に計上するとともに、発行から足掛け4年目までの間に限って、商品等への引換え費用を見積り、損金に計上することを認めている。しかしながら、発行から5年目末には、前期に損金計上した見積原価の全額を益金に戻り入れるが、その後に発生する可能性のある引換原価の見積り計上は認めていない。

しかしながら、前節において述べたとおり、商品等への引換えの実態は長期化しており、また、第1章第2節3（使用期限と消滅時効）で述べたとおり、発行者には時効の援用を行わない商慣習があることから、発行から6年目以降においても引換費用の発生する可能性は高く、その額を経験則上合理的に見積もることは可能である。

そうすると、発行から6年目以降についても将来の引換費用の発生に対する備えが必要となり、引当金計上の厳格化・適正化を求める立場からすると、本件通達の取扱いについては、何らかの対応が求められることとなる。

### 第3節 課税実務上の取扱い

本件通達は、これまで大きな改正もなく現在に至っている。しかしながら、本章でこれまで述べてきたような問題が指摘されることから、前払式証券の発行業者で組織する業界団体は、国税庁に対して、「税務当局の確認を受けた年度区分管理方法を採用し、長期にわたり発行・引換えの実績管理を行う実務対応が可能で、引換えの実態が（足掛け5年目後も引き続き相当割合の引換えが進む）状況にある場合には、足掛け5年目以降の各事業年度終了時において、実績データを基礎として合理的に見積もられる将来の引換費用を計上し、損金の額に算入できる」よう要望した。これに対し、国税当局は、業界団体の照会内

容のとおり<sup>(25)</sup>の運用解釈を認める旨の回答を行っているようである。

ここで、業界団体がいう「将来の引換費用」とは、次の算式で求められる金額とされ、また、この取扱いは、前払式証券の年度区分を行っていることが前提であるから、ただし書方式を採用している発行法人が対象となるが、年度区分管理を行っている発行法人で原則方式を採用している法人もあることから、税務当局の確認を受けた年度区分管理を行っているすべての発行法人が対象となる。

将来の引換費用 = 発行額 × (各事業年度終了時の未引換残高率 - 将来において最終的に引換えが見込まれない割合) × 原価率

※ 原価率とは、法人税基本通達2-2-11(注)2で求めた値。

この対応策は、足掛け5年目以降も将来の引換費用の見積額を損金計上することが可能となることから、引換実態などの問題への対応策として実効性ある取扱いといえるが、次のような問題を指摘できる。

- ① 収益の計上時期は、延長できないか。

運用解釈の処理方法は、本件通達同様、発行から足掛け5年目までに収益計上することになっているが、引換実態に沿う処理方法とするため収益計上時期そのものを延長することはできないのであろうか。

- ② 引換費用の見積計上は、どの時点までか。

運用解釈の処理方法は、引換費用の見積計上期間の延長を認めているが、見積計上が認められる限界はいつまでであろうか。

- ③ 年度区分管理を行っていない場合は、どのようにするか。

運用解釈の処理方法を採るためには、年度区分管理を行うことが要件とされているが、年度区分管理を行っていない場合は、どのような救済措置

---

(25) 社団法人前払式証券発行協会ホームページ 「前払式証券の未引換残高の税務処理について」(2009. 2. 2) <http://www.maesho.or.jp/attach/zeimushori2122.pdf> によれば、社団法人前払式証券発行協会及び全国共通商品券連絡協議会は、平成20年12月25日、国税庁に対して、「前払式証券の未引換残高に係わる収益計上等について」という照会文書を提出し、業界団体の求める取扱いを認めるよう要請したところ、照会内容とおりの運用解釈をしても差し支えない旨の回答を得たとしている。

が考えられるのであろうか。

- ④ 退職収益の取扱いは、どのようにすべきか。

将来において最終的に引換えが見込まれない前払式支払手段に係る収益（以下、退職収益）は、本件通達の取り扱いにおいては足掛け5年目で収益計上することになっているが、同取扱いは適正といえるのであろうか。

- ⑤ チャージ式前払式支払手段は、どのように取り扱うべきか。

運用解釈の処理方法がチャージ式前払式支払手段にも認められるか否かは不明である。また、チャージ式前払式支払手段と従来からの前払式支払手段とでは取扱いを変える必要があるのであろうか。

## 第4節 規制法をめぐる問題

### 1 前払式証券規制法の諸問題

#### (1) 法律の適用範囲に係る問題

近年、主にインターネット上での決済に使用することを目的とする前払式の決済サービスとして、サーバー管理型のサービスが誕生した。このサーバー管理型サービスにおいては、プリペイド時に受取った証券にはID番号や記号等が記載されているのみで、金額、物品及び役務の数量等が記載又は記録されていない。このように、サーバー管理型サービスで発行される証券類には、前払式証券規制法第2条が定める「証券その他の物に記載され又は電磁的方法により記録されている金額（又は「物品又は役務の数量」）」の表示がないことから、同法の定める証券等には該当せず、同サービスは、前払式証券規制法の埒外になっていた。

#### (2) 払戻しに係る問題

前払式証券の多くは、発行業者が定める約款上、原則として払戻しができないこととなっているものの、前払式証券規制法には払戻しを禁止する規定はない。

ところで、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に定める為替取引の

意義は、隔地者間で直接現金のやり取りをせずに資金移動することにあるとされている<sup>(26)</sup>から、仮に、前払式証券の払戻しが可能となれば、受け取った前払式証券を現金化することによって、為替取引を行ったと同じ結果を生ずることとなる。つまり、払戻しが可能な前払式証券を発行することで、銀行を業としない前払式証券の発行者が銀行業務の一つである為替取引を行う結果となる。さらに、払戻しが可能となれば、前払式証券は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 295 号）（以下、出資法という。）で禁止している「預り金」<sup>(27)</sup>と同視できるという側面もある。

このように、前払式証券の払戻しが自由に行われるとなれば、前払式証券を利用して隔地者間で資金の移動を行うことが可能となり、銀行法及び出資法に抵触する可能性が生じることから、前払式証券規制法に払戻しの規定がないことは問題があるといわざるを得ない状態にあった。

## 2 資金決済法の成立

### (1) 法改正の動き

昭和 63 年当時、プリペイドカードの法制度上の論点を幅広い角度から検討するため、当時の大蔵省銀行局長及び証券局長の私的研究会として「プ

---

(26) 最高裁昭和 13 年 3 月 12 日小法廷決定（刑集 55 巻 2 号 97 頁）は、「銀行法 2 条 2 項 2 号は、それを行う営業が銀行業に当たる行為の一つとして『為替取引を行うこと』を掲げているところ、同号にいう『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうと解するのが相当である。」と判示している。

(27) 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 295 号）は、第 2 条 1 項で「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め、同 2 項は「前項の預り金とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れである」と定めている。また、金融庁が定める事務ガイドラインは、預り金の該当要件として、①不特定かつ多数の者が相手であること、②金銭の受け入れであること、③元本の返還が約されていること、④主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること、の 4 つのすべてに該当するものとしている。

リペイド・カード等に関する研究会」が立ち上げられ、平成元年2月17日に検討結果が報告されたことを受け、平成元年12月に前払式証券規制法が成立し公布されている。

この「プリペイド・カード等に関する研究会」報告書には、「第三者発行型では、いわば利用者があらかじめ資金を発行主体に預けておき、物品、サービスの需要が生じ給付があった時点で物品、サービス給付者への代金支払を指図しているのと同様の効果を持っており、当座預金による資金決済に極めて類似した機能を持つとも考えられる。この点で第三者発行型プリペイドカードの発行主体は金融機関に類似していると考えられる。」との記述があり、当時から前払式証券の為替取引との類似点に関する問題点は指摘されていた。

このような中、通称電子マネーと呼ばれるチャージ式の前払式支払手段は、入金と出金が繰り返し行われ、また、多くの店舗で自由に商品等と交換できることなどの利便性もあいまって、ますます利用が拡大している。一方、小口の資金決済に関しては、近年の情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、前払式支払手段のほかにも、銀行とは異なる新たな資金決済サービスが普及・発達していることから、将来の経済成長の原動力となる革新的な変化（イノベーション）を期待して、銀行を業としない者にも為替取引が可能な環境を用意するための法改正が望まれた。

このような経緯から、①前払式支払手段に関する諸問題を法制度面から整備すること、②送金業務を金融機関以外の業態にも認める法制度を導入すること、などを主な内容とする資金決済法が平成22年4月1日に施行されている。

## (2) 資金決済法の主な内容

### イ サーバー管理型サービスの規制対象化

前払式証券規制法は、金額や数量などの価値が紙、磁気カード及びICカードなどの証券に記録されているものみに適用されることから、サーバー内に価値が記録されるサーバー管理型サービスは適用の対象とな

らなかった。しかし、証券に記録する形式及びサーバー管理型サービスのいずれもが、前払式の支払手段である点については共通しており、両者の違いは、経済的価値の記録・保存方法のみである。

そこで資金決済法は、前払式証券規制法における「前払式証券」に代え「前払式支払手段」という新たな概念を定義し（資金決済法第3条1項）、「前払式支払手段」の範囲を、従来の「前払式証券」のほかにサーバー管理型サービスにおける支払手段なども加え（資金決済法第3条1項1・2号）規制の対象を拡大した。

#### ロ 払戻しの原則禁止

前払式支払手段の払戻しが自由にできる場合の問題点は、既に述べた。

そこで資金決済法では、発行業務の廃止など一定の例外的な場合を除き、前払式支払手段を払戻し禁止規定（資金決済法第20条2項）が創設されている。例外的に払戻しを認める場合として、①業務の全部又は一部の廃止などの場合（同法第20条1項1号）、②第三者型の発行者が法人ではない場合、営利を目的としていない法人の場合及び純資産額が少くないことを理由に登録を取り消された場合（同法第20条1項2項及び3項）などのほか、特定の地域に限定して利用される前払式支払手段なども払戻しが可能となる模様である<sup>(28)</sup>。

#### ハ 資金移動業の創設

現在、為替取引を行うことができるのは、銀行法上の免許を得た銀行その他の預金取扱金融機関のみとなっているが、銀行等が行う送金業務

---

(28) 杉浦宣彦「前払式支払手段をめぐる法制度の現状と今後の課題」ジュリスト 1391号（2009）26頁。同氏は、「資金決済法でも、前払式支払手段の払戻しを原則禁止することが明らかにされた（20条2項）。しかし、同項ただし書で『ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。』として払戻しの例外が認められることが明らかになった。つまり、送金に利用することを目的とした前払式支払手段は預り金や為替取引に該当するため許されないものの、払戻金額が少額である場合（例えば、地域限定のプリペイドカードの払戻し等）などについては、許されるのではないかと考えられる。」という。

は安全確実であるものの、送金手数料が高いことや営業時間が短いことなどから、使いづらいとの声がある。そこで、将来の経済成長の原動力となる革新的な変化を誘発するために、資金決済法は、一定の規制（資金決済法第40条など）のもと、銀行等以外の業者が小額の為替取引を行う資金移動業を営むことを認め、同業務を行う者を資金移動業者とした（資金決済法第37条）。

### 3 検討課題

資金決済法は、原則として前払式支払手段の払戻しの禁止規定を創設すると同時に、例外的にはあるが払戻しができる場合も法定している。また、サーバー管理型サービスについても法規制の対象とするなど、従来の前払式証票規制法には見られない規定が創設された。

そこで、資金決済法の施行により、前払式支払手段の発行に係る収益の帰属時期の判断などに、どのような影響があるかなどについて検討を要するものとする。

## 第4章 収益の帰属時期に関する考え方の整理

### 第1節 法人税法上の収益、費用の認識基準

#### 1 法人税法の規定

法人が前払式支払手段を発行した場合、前払式支払手段の発行に係る収益について、どの部分をいつの事業年度に帰属させるべきかという問題が、本稿の主たるテーマである。また、付随する問題として、収益と対応関係にある売上原価について、どの部分をいつの事業年度の費用として計上させるかという問題もある。つまり、これらは、収益と費用の測定と認識基準の問題である。収益と費用の認識基準については、簿記会計、企業会計、商法及び税法などにそれぞれ取扱いが定められているところであるが、本稿の目的は、あくまでも法人税法を計算する上での課税所得を導き出すための考え方を検討することであり、税法上の課税所得の問題は、税法の定めによって処理されるべきものである。

法人税法は、収益及び費用の計上について第22条に各事業年度の所得金額の計算に関する規定を定めており、第1項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。」と規定している。これは、我が国の企業会計においては、法人の利益は一定の期間における収益から、それを得るための費用を控除する方法で求めることとされている点と基本的には同じ意味である。ここで、法人税法が収益及び費用という言葉を使用しないで、益金及び損金という言葉を使用した理由は、益金及び損金の意味する範囲が収益及び費用よりも広範囲におよび、税法の取扱いが企業会計とは異なる点が多いためである。そうすると、「益金」と「損金」とは何かという点を明らかにしないとこの問題は整理できないこととなる。

この点について、法人税法第22条第2項は、益金について「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、



別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と規定しており、また、同条第3項は、損金について「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。」として、1号では「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」、2号では「前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額」、第3号では「当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」を規定している。

ここで益金及び損金ともに「別段の定めがあるものを除き」としているのは、種々の要請から特に法で定めたものは益金及び損金に含めるという意味であり、また、「資本等取引以外」としているのは、資本等取引にかかる収益及び損金を益金及び損金から除外しているという意味である。さらに、益金には、「無償による資産の譲渡」や「無償による資産の譲受け」などを含めることを明確にしており、また、損金には、益金に対応する原価、当該事業年度の費用及び損失を含めることを明確にして、企業会計など同様の方法で処理する場面と異なった方法で処理する場面があることを明らかにしている。

このように法人税法は、法人所得の計算方法について法人税法第22条第1項、2項及び3項のとおり規定しているが、同条第1項及び2項に定める益金とは、どのような基準に基づいて認識されるべきなのか。あるいは、同条第1項及び3項に定める損金とは、どのような基準に基づいて認識されるべきなのかが問題となる。この点について法人税法第22条第4項は、「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と規定しており、益金及び損金に算入すべき金額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」によって求めることとしている。

## 2 法人税法第 22 条第 4 項の創設経緯

法人の課税所得と企業会計で求められる企業利益との関係については、課税所得の計算が企業会計の計算に基礎を置いていることからすれば、課税所得は税法および通達のみによって形成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提として求められるものであるから、課税所得の計算は、企業会計の計算に歩み寄るべきだとする考え方が大勢を占めていた。

昭和 27 年 6 月 16 日に経済安定本部企業会計基準審議会が行った「税法と企業会計原則との調整に関する意見書（小委員会報告）」（以下、昭和 27 年意見書）によれば、「税制上または税務上の理由により、企業の実際の純利益と実際の課税所得との間に不一致を生ずる事実を無視し得ないとしても、公正妥当な会計原則に従って計算される企業の純利益は課税所得の基礎をなすものであり、税法上における企業の所得の概念は、この意味における企業の利益から誘導されたものであることを認めなければならない。税法における所得計算の基本理念もまた究極において、『一般に認められた会計原則』に根拠を求めなければならないのである。」としており、企業会計と税法との調整を要望<sup>(29)</sup>していた。

その後、昭和 41 年 10 月 17 日に大蔵省企業会計審議会から報告された「税法と企業会計との調整に関する意見書」（以下、昭和 41 年意見書）では、課税所得が企業会計によって求められた企業利益を基礎としているものであることを前提に、「本来、企業利益は、当該企業に妥当と認められて選択された会計方法によって算出されるものであり、その選択適用については継続性を前提とする限り弾力性が認められているものである」とし、「会計方法の選択が異なれば企業の期間利益もまた異なることは当然である」としている。そして、「企業の採用する会計方法が不適正なものでない限り、企業利益を課税

---

(29) 昭和 27 年意見書は、「差当り『企業会計原則』の立場から調整を希望する問題点を提起し、解決の方向性を示唆したにすぎないものであって、税法との実際の調整については、更に関係者の間における今後の慎重なる研究に俟たなければならないものである。」とその前文で述べているように、企業会計原則からの要望を強く述べ解決の方向性を示唆したものであった。

所得の基礎とすることが適当である」としており、以上の趣旨を明確にするため、法人税法の課税標準に関する総則に規定を設け、その趣旨を明文化することが求められた<sup>(30)</sup>のである。そして、昭和 41 年意見書で指摘されたことなどを踏まえ、税制調査会は、昭和 41 年 12 月の「税制簡素化についての第一次答申」において、「課税所得は、納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに、税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最小限度の税法独自の計算原理を規定することが適当である」との答申があったことを受け、昭和 42 年の税制改正で法人税法第 22 条第 4 項の規定が創設されるに至るのである。

### 3 法人税法第 22 条 4 項の趣旨

法人税法第 22 条第 4 項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」とは、客観的な規範性をもつ公正妥当と認められる会計処理の基準という意味であり、明文の基準があることを予定しているわけではない。もちろん、「企業会計の実務の中に慣習として発達したものなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」<sup>(31)</sup>とされている企業会計原則のみを意味しているものでもないといわれている<sup>(32)</sup>。むしろこの規定は、法人が会計処理において用いている基準ないし慣行のうち、一般に公正妥当と認められないもののみを税法で認めないこととし、原則としては、法人の会計処理を認めるという基本方針を示したものとされており、また、別段の定め

---

(30) 昭和 41 年意見書は昭和 27 年意見書と異なり、「調整問題検討の立脚点を企業会計原則の立場のみにおかず、できるだけ税法における課税所得計算の原則をも考慮に入れて調整の可能性を検討し、企業会計原則自体に問題があると思われる主なものを指摘している」ものであり、さらに、「調整の対象を税法と企業会計原則のみに限定せず、税法・税務行政と企業会計原則・企業会計実務との間に存する差異についても取り上げている」。

(31) 企業会計原則 前文二・1

(32) 「昭和 42 年改正税法のすべて」P76。同趣旨の論文として、品川芳宣「課税所得と企業利益」P13（税務研究出版）、清水延晏「法人税法の一部改正について」税経通信通巻 285 号 100 頁（1967）

のない限り、企業会計に依拠すべきことを明らかにした宣言的規定ないし訓示的規定と解するとする考え方<sup>(33)</sup>もある。

いずれにしても、この規定が創設された当時の議論として、特殊な会計処理については、ある処理方法が公正妥当処理基準にのっとっているか否かは、裁判所の判例を含めた種々の事例の積み重ねによって明らかにされていくもの<sup>(34)</sup>と考えられていたのである。

#### 4 会計の三重構造

金子宏名誉教授によれば、法人税法第 22 条第 4 項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」と、会社法第 431 条の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」との規定及び同法第 614 条の「持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」との規定、ならびに、法人税法第 74 条第 1 項の確定申告は「確定した決算」に基づき行うべき旨の規定を総合して見ると、我が国の法人税法は、企業所得の計算については、まず基底に企業会計があり、その上にそれを基礎として会社法などの会計規定があり、さらにその上に税法や通達などが定める租税会計があるという意味での「会計の三重構造」を前提としている<sup>(35)</sup>といわれる。

そこで、本稿のテーマである前払式支払手段の発行に係る収益の帰属の時期について、企業会計、会社法などの会計規定及び租税会計がどのように取扱うこととしているかを見てみたい。

##### (1) 企業会計の考え方

企業会計においては、企業利益について事業年度ごとに区分して求めることが要請されており、各事業年度の損益を計算する方法としては、当該事業年度の総収入から総費用を差し引いてもとめるために、収益及び費用

(33) 中村利雄「法人税の課税所得計算（改訂版）—その基本原理と税務調整」P83

(34) 「昭和 42 年改正税法のすべて」P76（大蔵財務協会）

(35) 金子宏「租税法（第 15 版）」273 頁（弘文堂、2010）

の認識と測定の基準を定める必要が生じる。ここで、認識とは特定の収益及び費用がどの期間に帰属するかということであり、測定とは認識された収益及び費用の金額を決定することを指す。

収益及び費用の認識の基準として、古くは現金の受払いをもって行う現金主義の考え方が取られていたが、今日の企業会計は、現金の受払いとは関係なく、収益又は費用をその発生を意味する経済的事実に基づいて認識し計上する広い意味での発生主義の考え方を基本においている。これは、企業会計原則が「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現利益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。」（企業会計原則 第二の一のA）としていることから理解できる。さらに、収益の認識の基準としては、企業会計原則が「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。」（企業会計原則 第二の三のB）としているように、例外的な取扱いはあるものの、取引の対象となる財又はサービスが現金などの貨幣性資産に形を変えたときに収益として認識する実現主義の考え方が適用されている<sup>(36)</sup>のである。これは、通常の場合、商品などの販売によって貨幣性資産に変化することから販売基準とも呼ばれているもので、飯野利夫名誉教授によれば、販売基準が取られる理論的根拠の主なもの、①利益であるためには処分可能性が考慮されなければならない、②販売によって計上すべき金額が客観的に明確になる、③一般に販売が行われるとそれに対応する費用（売上原価）も確定する<sup>(37)</sup>からといわれている。

このように今日の企業会計は、収益及び費用ともに発生主義の考え方で

---

(36) 飯野利夫「財務会計論（改定版）」11-16（同文館）、會田義雄「会計学（新版）」178頁（国元書房）

(37) 前掲注(36)「財務会計論（改定版）」11-17（同文館）

とらえることを前提に、原則として実現主義（販売基準）の考え方で収益を認識し、次に発生した費用のなかから当該収益を獲得するために要したものを選り出し、その費用を収益から差し引いて期間損益を算出する方法が採られている。この点、企業会計原則が「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。」（企業会計原則第二の一）としていることから理解できる。つまり、期間損益は、相互に対応関係を持つ収益と費用とによって計算される（費用収益対応の原則）ことになっているのである。

ところで、財又はサービスの販売と一口でいっても、財やサービスの種類や販売形態などによって様々であり、実現主義とはいえ具体的な取引の内容によって認識の時期はさまざまである。例えば、委託販売を行っている場合は受託者が委託品を販売したときが、試用販売を行っている場合には相手方の買い取りの意思を確認したときが、予約販売であれば予約金を受け取ったときではなく商品の引渡しが行われたときが、それぞれ収益の認識時期となるのである。このように収益の認識のタイミングに違いが生じる理由は、今日の企業会計が実現主義を採用しているとはいうものの、取引の形態によっては販売されるか否かが不確実なものがあり、また、販売額が確定していない場合もあるからである。もし仮に、長期請負工事のように確実に販売されることが分かっている販売額も確定しているのであれば、最終的な販売の時点までに収益計上を待つ必要はないし、逆に、割賦販売のように販売は成立していても代価の収受が不確実な取引形態にあつては、収益計上の繰り延べを行うことが認められているのである。この点については、企業会計原則がその注解6において、委託販売、試用販売、予約販売及び割賦販売の取扱いを採用することができることを明らかにしており、また、注解7において、工事進行基準又は工事完成基準を採用できる旨を明らかにしていることから理解できる。

以上のように、企業会計の収益及び費用の認識基準は、販売基準に代表される実現主義と発生主義の考え方で処理することになってはいるものの、収益の認識基準について見てみれば、販売する財及びサービスの種類並びに取引形態などによっては種々の取扱いを認めているのであり、また、例外的な取扱いをも認めていることがわかる。

しかしながら、企業会計原則を含めた企業会計の取扱いの中には、前払式支払手段の発行に係る収益の帰属の時期に関する個別的な取扱いを明らかにしているものは見当たらない。

ところで、企業会計原則で明らかにされている収益の認識基準のなかで、前払式支払手段の取引に類似している取引として予約販売を挙げることができる。予約販売は、定期刊行本などの販売の際などにみられる販売形態で、顧客からあらかじめ受け取っておいた予約金のうち、決算日までに商品の引渡し又は役務の提供が完了した部分についてのみ売上に計上し、残高は、前受金などの科目で負債計上し次期以降に繰り延べる（企業会計原則注解6の(3)）というものである。予約販売と前払式支払手段の取引の類似点は、①あらかじめ代金を受取っておくこと、②商品や役務の提供が後日に行われること、③預り金を代金に充当することである。逆に、両者の相違点として挙げられることとして、予約販売において顧客から預っている金員の返還を要求された場合には、預り金はあくまでも一時的に預っているものであるから当然返還に応じなければならない。これに対し、前払式支払手段の取引においては、一般に前払式支払手段の発行者と顧客との間に結ばれた契約（約款）に基づき預り金の返還義務がないので、引換え残がある場合においても返還義務がないという点が大きな相違点といえる。極論すれば、前払式支払手段の取引の場合、顧客が預り金と商品等との引換えをまったく請求しない場合においても当該預り金の返還義務はなく、預り金は、いずれかの時点において発行者の収益に全額計上することになる。このように、予約販売は前払式支払手段の取引と類似点が多いが、預り金の返還義務の有無が決定的に異なり、予約販売の収益の認識基準を前

払式支払手段の取引に準用することはできない。

## (2) 会計規定の取扱い

株式会社の利害関係者に対する情報の提供などを目的に、会社法（平成17年法律第86号）、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）などは、株式会社の計算について詳細な規制を設けているが、会社法が株式会社の計算に関して規制を行う理由は、株主と債権者への情報提供が主であり、また、金融商品取引法は、証券市場における投資者保護が目的である。具体的な規定振りとしては、会社法第431条が「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と規定し、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第3条は、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」と規定している。これは、平成17年の改正前商法32条2項が「商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正なる会計慣行を斟酌すべし」と規定していたものを継承したものであり、会社法にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは主として企業会計原則その他の会計基準を意味するといわれている<sup>(38)</sup>。また、金融商品取引法第193条は、「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められたところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」と規定しているが、ここでいう会計基準も企業会計原則その他の会計基準をさすとされている<sup>(39)</sup>。なお、会社法や金融商品取引法、それらの関係規定である会社計算規則や財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）などは、利害関係者に対してディスクロージャーを行うことを目的としていることから、貸借対照表及び損益計算書並びにその他の書類の表示に関する規定が主で、本稿の目的である収

---

(38) 神田秀樹「会社法（第十版）」弘文堂（2008）239頁

(39) 前掲注(38) 神田秀樹「会社法（第十版）」弘文堂（2008）239頁



益・費用の認識基準に関しては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」である企業会計原則などによることとされている。

以上のように、会社法や金融商品取引法などの会計規定においては、前払式支払手段の発行に係る収益の帰属の時期に関する個別的な取扱いを明らかにしているものは見当たらない。

### (3) 租税会計の取扱い

所得税法（昭和40年法律33号）は、収益と費用の認識基準について「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」

（第36条第1項）と定めている。この「収入すべき金額」とは、「収入すべき権利の確定した金額」のことを意味しているといわれており、よって、所得税法は、広義の発生主義の一つである権利確定基準を採っているといわれている<sup>(40)</sup>。これに対して法人税法は、明文による一般的な規定を定めていないが、所得税法と同様に発生主義が妥当すると解されており、収益の認識の時点については、租税負担の適正、公平を期するために、財貨の移転や役務の提供などによって債権が確定した時に確定するとみるべきとして、権利確定基準を採用している<sup>(41)</sup>と考えられている<sup>(42)</sup>。また、同様の

(40) 最二小判昭和40年9月8日刑集19巻6号630頁は、「収入すべき金額とは、収入すべき権利の確定した金額をいい、その確定の時期は、いわゆる事業所得にかかる売買代金債権については、法律上これを行使することができるようになったときと解するのが相当である。」と判示している。

(41) 東京高判昭和48年8月31日行集第24巻8＝9号846頁は、「課税所得の計算は、負担の適正、公平を期するために、権利確定主義の基準によるべきであって、右保守主義の原則も、これに限定される範囲において認められるべきものと解するのが相当である。」と判示している。

(42) 前掲注(35)金子宏「租税法（第15版）」277頁（弘文堂、2010）は、「所得の発生時点については、所得税法の場合と同様に、所得の実現の時点を経済的基準とすべきであり、原則として、財貨の移転や役務の提供などによって債権が確定したときに収益が発生すると解すべきであろう。その意味では、法人税法においても、権利確定主義が妥当する。」としている。

趣旨の意見として、費用・収益の発生ということがらはきわめて抽象的、不確実なことがらであり、租税法においてはより明確な基準が求められるとして、法人税法においては、企業会計上の実現主義ならびに費用・収益対応の原則が採用されているが、ここでいう実現とは、取引上の権利又は債務が確定するに至った状態を指すとする意見もある<sup>(43)</sup>。つまり、法人税法における収益及び費用の認識基準としては、発生主義を基本にしつつ実現主義の一つとしての権利確定基準と費用・収益対応の原則が採用されているとみることができるのである。

しかしながら、課税対象となる法人所得を計算する上で、権利の確定という法律の基準のみですべてを規律することは、必ずしも妥当ではない場合もある。例えば、最判昭和46年11月16日(刑集25巻8号938頁)は、「利息制限法所定の制限を超過する利息・損害金については、約定の履行期が到来しても、なお未収であるかぎり、旧法人税法九条にいう「益金」に該当しないと解するのが相当である。」と判示しているように、ある利得が法律上は権利が確定していたとしても、法人の管理支配が可能となるまでは収益として認識しない場合がある(管理支配基準)との考え方もある。このように税法上の取扱いは、原則として権利確定基準を採っているとはいえ、場合によっては管理支配基準を採用する場面もあるのである。

この点について、法人税基本通達は、収益の認識基準に関する個別の規定として法人税基本通達2-1-1以下に適宜定めを置いているが、これは、取引の種類や態様に応じて適切な収益認識の基準を設定する必要があるから<sup>(44)</sup>と考えられている。さらに、費用についても同様のことがいえ、例えば、事業年度終了の日までに収益に対応する売上原価が確定していない場合には、収益に対応する費用としての原価性は認められるのであるから、債務確定とはいえなくとも実務上の取扱いとして費用の見積計上を認めている例(法人税基本通達2-2-1)もある。

---

(43) 水野忠恒「租税法(第3版)」343頁(有斐閣、2007)

(44) 前掲注(35)金子宏「租税法(第15版)」277頁(弘文堂、2010)

このように、法人税法は、収益・費用の認識基準を企業会計原則にのみ求めず、企業会計原則がすなわち「公正妥当と認められる会計処理の基準」としていないのは、企業会計原則の内容や会計慣行が必ずしも課税所得を求める上において公正妥当とは限らず、また、それらが決して網羅的ではないからと考えられている。例えば、収益及び費用の帰属時期に関する租税訴訟はきわめて多く発生している状況にあるが、それら訴訟において争われた個別問題の大部分について、企業会計上の取扱いが明確ではなく白紙の状態に近いと言われている<sup>(45)</sup>ことから理解できる。

## 第2節 本件通達の評価

金子宏名誉教授は、企業会計原則や会計慣行が必ず公正妥当であるとは限らず、また、それらが決して網羅的ではない状況であることからすれば、法人税法は、企業会計を補充する機能を果たしているといわれる。また、法人税法第22条4項の規定が創設された時期の議論として、特殊な会計処理方法が公正妥当処理基準にのっとっているか否かは、裁判例を含めた種々の事例の積み重ねによって明らかにされていくものと考えられていたことはすでに述べた。

そこで、前払式支払手段の発行に係る収益の認識基準である本件通達などが、裁判例などを通じてどのような評価を受けているか、また、租税法の研究者などからどのような点が問題点として指摘され、どのような点が評価されている

---

(45) 前掲注(35)金子宏「租税法(第15版)」275頁(弘文堂、2010)は、「法人税法上の解釈適用上、収益・費用等の意義と範囲ならびにそれらの年度帰属をめぐって生ずる問題については、企業会計原則には定めがなく、また確立した会計慣行も存在していない場合が非常に多い。仮に、企業会計原則になんらかの定めがある場合でも、その内容が明確ではないことが少なくない。その意味では、企業会計の網の目はきわめて粗い、といわなければならない。しかも、企業経営における法人税の重要性の増大と租税争訟の増加に伴って、新しい問題が次々と生じているのである。結局、これらの場合に、何が公正妥当な会計処理の基準であるかを判定するのは、国税庁や国税不服審判所の任務であり、最終的には裁判所の任務である。したがって、この点に関する通達・裁決例・裁判例等は、企業会計の内容を補充する機能を果たしており、租税会計が逆に企業会計に影響を与えているのである。」としている。

かについて概観し、その内容を検討してみたい。

## 1 問題点と評価

本件通達の取扱い内容が争われた数少ない事例として、第2章第3節に名古屋地裁判決を既述したところである。名古屋地裁判決では、①確定した会計慣行がすべて公正妥当処理基準にあてはまるわけではないこと、②引換え未了に係る預り金を一定の年限で収益として認識することは不都合ではないこと、③本件通達の取扱いは公正妥当な処理の方法であるとして実務的にも定着している旨判示している。この事例で被告税務署長が採った本件通達の処理方法に対して、多くの識者が妥当な取扱いであると評価する<sup>(46)</sup>一方で、異論を唱える識者もいる。

異論を唱えるある識者は、本則方式について、前払式支払手段の発行時点において収益計上することは企業会計の慣行になく、これを税法上収益に計上する取扱いを定めたことは会計上の基本的な考え方及び会計慣行を認めないものであって、適当な取扱いとはいえない<sup>(47)</sup>といい、また、前払式支払手段を発行した段階では単に預り金にすぎないから、その段階で収益に計上しない原告の処理も法的に合理的である<sup>(48)</sup>という意見もある。さらに、ある識者は、ただし書方式について、足掛け5年ですべての預り金を収益として認識することはあまりに画一的取扱いに過ぎる<sup>(49)</sup>といい、また、ただし書方式を認める前提として税務署長による事前の確認を要件としていることについて、法人が採用した処理方法が税法上も合理的なものであれば事後確認でもよい<sup>(50)</sup>とする意見もある。

以下、裁判例から導出される問題点などについて検討する。

---

(46) 前掲注(35)金子宏「租税法(第15版)」278頁(弘文堂、2010)、中村忠・成松洋一「税務会計の基礎—企業会計と法人税—」162頁(税務経理協会、1998)など。

(47) 武田昌輔「商品券等の収益計上の基準」税経通信617号2頁。

(48) 高橋靖「商品券と法人税」ジュリスト1232号201頁

(49) 前掲注(47)武田昌輔「商品券等の収益計上の基準」税経通信617号2頁。

(50) 前掲注(48)高橋靖「商品券と法人税」ジュリスト1232号201頁

## 2 検 討

前払式支払手段の発行時において収益計上することは企業会計の慣行になく、会計慣行を認めない本則方式は、不適当な取扱いなのであろうか。

確かに、名古屋地裁判決の判決文にもあるとおり、前払式支払手段を発行した際に受取った代金を預り金として貸方に処理し、後日、商品等を引き渡した際に預り金を借方に処理することは、簿記の解説書などにおいて解説されている。このことから見て、簿記会計の処理方式としては、発行時の収益とせず、預り金処理する方法のみが認知された方法であったとする意見もある。

ところで、預り金とは、一般に債務者（預り人）が財や役務の給付を行うことができないときは権利者（預け人）に対して預り金を返還することとなるものである。しかしながら、前払式支払手段の発行に際し受取る金員は、約款上払戻し義務のない特別な性格を持ったものであり、「預り金」といっても、予約販売などの預り金と前払式支払手段の預り金とは、その性質は大きく異なる。

法人税法は、租税負担の適正、公平を期するために、財貨の移転などによって債権が確定した時に収益が確定とする権利確定基準を採用している。前払式支払手段を発行した段階では、商品等の引渡しが行われていないことから、商品等を給付したことによる反対債権は発生していない。しかし、前払式支払手段の発行対価は「返還義務のない特別な預り金」ということができることから、前払式支払手段を発行したことのみをもって発行対価の総額を収益と見ることについては、権利確定基準から見ても特に問題はないものとする。加えて、前払式支払手段の発行対価は、発行段階で全額を収受していることからすれば、管理支配基準の視点からも、発行段階で収益として取扱うことには疑義はないといえる。

そして、名古屋地裁判決は、本件通達が制定された昭和55年以来、税務会計に関する解説書や税務関係雑誌、法人税法や基本通達の解説書などにおいて、本件通達の処理方法が解説されるなど、本件通達の取扱いは既に広く知

られていたと認定しており、また、そのことは、前払式支払手段の発行に係る収益計上の実態を見ても、ほとんどの発行者が本件通達の処理方法を採用していることが確認できる。

以上のとおり、前払式支払手段の発行時点において収益計上する方法は、権利確定基準及び支配管理基準を採用する法人税法の立場からすれば妥当な取扱いであり、また、企業会計慣行として既に定着し浸透していると言うことができるから、本則方式が企業会計の慣行になく、不適当な取扱いであるということとはできない。

次に、ただし書方式は、足掛け5年ですべての預り金を収益として認識する取扱いであるが、これは画一的な取扱いとして不適切な取扱いなのであるうか。

この点について、ただし書方式が足掛け5年ですべての預り金を収益に計上することを求めている理由は、既述のとおり、本件通達が制定された昭和55年当時、前払式支払手段のほとんどが5年以内で商品等と引き換えられていたという実態があったことに加え、商事消滅時効が5年と定められていることにあったようである。しかしながら、①現在発行されている前払式支払手段の多くが使用期限の定めがなく、②その発行額も大きな伸びを示しており、③引換え期間の長期化している実態があることから、未引換残高の処理が法人の期間損益により大きな影響を与える可能性が高くなっている。加えて、引当金計上の厳格化・適正化の要請もあり、いつまで預り金処理を認めるのか、あるいは、引換え費用の見積計上をどこまで認めるのか、という点について検討する必要があるものと考えらる。

次に、ただし書方式を採用する場合、税務署長による事前確認が必要なのであるうか。

ただし書方式は、いつ発行された前払式支払手段がいつ商品等に引き換えられ、いくらの引換え残が残っているのかを正確に管理することを求めている。この年度区分管理を正確に行うことが出来ないと、足掛け5年目までに正確な収益計上を行うことができなくなる恐れがあり、また、見積引換原価

の損金計上額を算定する際に正確な見積原価が算定できなくなる恐れがある。このことから、正確な期間損益計算ができず適正な課税を行うことが出来なくなるからである。また、仮に事前確認を撤廃すると、発行者が合理的な処理方法で処理しているか否かの判定が税務調査などの事後的な場面でなければ判断できなくなり、その結果、仮に、発行者が合理的な処理方法を採用していない場合、国税通則法第70条の期間制限の規定から法人の所得金額を修正する機会を失うことになりかねない。さらに、確定的な収益である前払式支払手段の発行対価の課税の繰り延べの正確を持つただし書方式を認めるためには、正確な所得計算が行われることが要件になるのであり、税務署長による事前確認は必要な措置であると考ええる。

したがって、事前確認の規定を撤廃するとか、あるいは事後的な確認でもよいとすることについては、問題があると考ええる。

### 第3節 諸外国の例

前払式支払手段の発行に係る会計処理の米国における実務的な取扱い<sup>(51)</sup>は、前払式支払手段が商品等と引き換えられた時点で収益が認識されるとされており、未引換残部分の収益は翌会計年度に繰り延べることになっている。また、当然のことながら、有効期限が到来した段階で未引換残部分は、全額収益として認識されることになっている。

このように、米国の会計実務は、我が国のただし書方式と同様の処理方法を採用しているようであり、また、国際会計基準も同様の処理方法を採用している<sup>(52)</sup>ようである。

---

(51) アーンスト・アンド・ヤング「国際会計の実務(上巻) International GAAP 2007/8」雄松堂出版 1191 頁

(52) 金融庁金融審議会金融分科会第二部会「決済に関するワーキング・グループ(第4回)議事録」(平成20年7月2日開催)配布資料4-2「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について(改訂)」

## 第5章 帰属時期に関する一考察

### 第1節 問題点の整理

これまで、第1章においては、前払式支払手段の発行・利用状況などを、第2章においては、前払式支払手段の発行に係る収益計上の現状を、第3章においては、前払式支払手段を取り巻く最近の諸問題を、そして、第4章においては、企業会計や法人税法上の収益と費用の認識基準と本件通達に対する評価及びその問題点などを見てきた。

その結果、本件通達の処理方法は、いくつかの問題点が指摘されるものの、前払式支払手段発行法人の収益・費用の処理方法として定着しており、税法研究者や司法判断も含めた社会的な評価もおおむね肯定的であることが確認された。また、本則方式を原則的な処理方法とし、ただし書方式を一定の条件の下に認める例外的な処理方法とすることについては、前払式支払手段の発行対価が原則として払戻しされることのない確定収入であるという立場と、財やサービスを販売した段階で収益を認識する販売基準に代表される実現主義を重視すべきとの立場との調整を図った結果とも考えられる。

以上のことからすると、本件通達の処理方法は、前払式支払手段発行法人の収益と費用の認識基準として、法人税法第22条第4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」としての評価を受けていると言っても過言ではないと考える。

とはいえ、第3章及び第4章で指摘した諸問題や新たな前払式支払手段の出現に対する対応などについてあらためて整理・検討する必要があると考えることから、前払式支払手段の発行に係る収益と費用の計上時期などについて、次のとおり、整理・検討を加えていくこととしたい。

#### 【検討項目】

- ① 収益の帰属時期
- ② 費用の帰属時期



- ③ 新たな発行形態への対応
- ④ 新規制法の影響
- ⑤ 今後の問題

## 第2節 収益の帰属時期

### 1 本則方式

前章で述べたように、法人税法は、権利確定基準及び管理支配基準の考え方を採っているといわれている。

権利確定基準は、所得の実現した時点を基準として所得発生を認識する方法の一つであり、原則として、財貨の移転や役務の提供などによって債権が確定したときに収益が発生すると解する考え方<sup>(53)</sup>である。仮に、前払式支払手段に係る収益は、財貨の移転や役務の提供がなければ債権が確定しないとすれば、発行した段階では、商品等への引換えを行っていないから、債権は確定せず所得も発生しないこととなる。

ところが、前払式支払手段を商品等へ引換えするか否かは、前払式支払手段を購入した者の任意であり、引換えを行わず前払式支払手段のまま保存されるケースがある。また、購入者が前払式支払手段を紛失又は亡失するなどして、利用できないケースもある。このように、前払式支払手段が商品等に引き換えられないまま退蔵するものは、一定程度確実に存在する。そして、前払式支払手段が商品等へ引きかえられた場合に発生する商品等の原価は、購入者が商品等へ引換えしたことによって始めて認識されるのである。つまり、前払式支払手段は、一般の商品等の売買と異なり、費用と収益との対応関係が必ずしもパラレルではなく、断絶した状態に近いものもあると言うことができる。

このような前払式支払手段の特性を前提に考えると、権利確定基準の前払

---

(53) 前掲注(35)金子宏「租税法(第15版)」277頁(弘文堂、2010)

式支払手段へのあてはめは、「財貨の移転や役務の提供などによって債権が確定」という一般的な商品等のタイミングとは異なるタイミングで収益を認識すると考えるべきであろう。つまり、前払式支払手段は、原則として払戻しが禁止されていること、及び売上原価の認識が必ずしも収益の認識に係わり合いを持たない場合があることから、その発行に係る収益は、発行したタイミングで確定していると考えることができる。そして、前払式支払手段に係る費用（売上原価）は、商品等への引換え要求があり、引換えが実行された際に始めて発生するものであるから、前払式支払手段に係る収益と費用の対応関係は、必ずしも明確ではないといえる。このように考察すると、収益を発行段階で一括して認識する本則方式は、権利確定基準の面から見ても齟齬をきたしているとは考えられず是認されると考える。

一方、管理支配基準は、対価の現実的な受領をもってはじめて収益を確定するとする考え方である。前払式支払手段の発行法人は、発行対価の全額を受取らなければ前払式支払手段を発行しないから、発行時点において発行対価の全額を収受している。そうすると、前払式支払手段を発行した事業年度で発行対価の全額を収益計上する本則方式は、管理支配基準の考え方からも是認されるといえる。

## 2 ただし書方式

前章で述べたように、今日の企業会計は、収益及び費用ともに発生主義の考え方でとらえることを前提に、収益については、原則として販売基準に代表される実現主義で認識することが原則となっている。このような実現主義を重視する企業会計の立場からすれば、前払式支払手段の発行対価が払い戻されることのない確定的な収益であるとか、あるいは発行段階で発行対価の全額を収受していると言っても、発行した段階では財やサービスなどが相手方に提供されていないことから、発行段階で収益を認識することは問題がないとはいえない。

そこで、本件通達は、費用と収益との対応関係が希薄な前払式支払手段に

あっても、実現主義による収益の認識基準を重視する立場にも配慮し、本則方式の例外として、年度区分管理を適切に行うことを条件に、商品等との引き換えが行われた事業年度において、引き換えられた部分のみを収益計上するただし書方式の採用をも認めている。つまり、ただし書方式は、前払式支払手段が持つ特性を理解しつつも、商品等の引渡し時点で収益を認識する実現主義会計に配慮した取扱いであり、税務会計と企業会計とのバランスをとった結果と見ることができ妥当な取扱いといえる。

しかしながら、前述したように、最近における前払式支払手段の商品等との引換え期間が足掛け10年以上と長期間に渡って行われていることから、収益と費用の認識時期を引換えの実態に即した取扱いとして欲しい旨の声がある。

### 3 収益計上期間の長期化への検討

#### (1) 収益計上期間長期化の限界

前払式支払手段の発行に係る収益計上を、現在の取扱いよりも長期化させる場合、どこまで行うことができるのであろうか。

この問題は、発行した事業年度で収益を計上することになっている本則方式の取扱いの問題ではなく、商品等と引き換えられる部分のみの収益計上を認めているただし書方式の問題である。つまり、ただし書方式が認める預り金処理の期間を、現行の足掛け5年目までの間にとどまらず、例えば、商品等への引換実態に合わせ、発行から10年間以上に渡って預り金処理を認めることの可否である。

既述のとおり、本件通達は、本則方式を原則的な取扱いとし、ただし書方式を例外的な取扱いとして容認している。つまり、本件通達は、前払式支払手段の発行対価に係る収益計上のタイミングを、発行段階を原則とし、引換え段階を例外としているのである。そうすると、ただし書方式において、収益計上を長期に渡って行わず課税の繰延べを行うとすれば、発行年度で全額の収益計上を行う本則方式と比べ、課税の公平が保たれないとい

う問題が生じる。また、仮に10年間以上に渡って収益計上の繰延べを認めた場合、発行人の経理処理が適切に処理されず課税所得金額が誤っていたとすると、国税通則法第70条第1項の更正等の期間制限の規定から、課税所得の是正ができなくなるという事態を招きかねない。さらに、発行から5年を過ぎた前払式支払手段は、商法第522条の商事消滅時効の規定から、既に引換義務が消滅している可能性があり、引換義務の消滅した前払式支払手段に係る収益を、その後も課税の対象としないで繰り延べる処理には疑問があるといわざるを得ない。

よって、商品等との引換えが長期に渡っているという実態があるとしても、ただし書方式による収益計上時期は、発行から足掛け5年内とし、その収益は課税対象とされるべきと考える。

## (2) 退職収益の計上時期

本件通達による処理例は、参考資料1の例1のとおりである。例1のとおり、本則方式及びただし書方式のいずれの方式を採用する場合においても、発行から足掛け5年目において退職収益を計上することとしているが、果たして、このような取扱いが適切なものなのであろうか。

先にも述べたとおり、前払式支払手段は、発行されたものが全て商品等に引き換えられる訳ではない。かつてのテレホンカードなどは、図柄などの希少性などから蒐集の対象とされたことがあり、また、紛失や亡失などから利用されることなく廃棄されるものもある。さらに、少額の経済的価値が残存し、利用期限を迎えたり、放棄されるものもあり、前払式支払手段には、商品等と引き換えられずに退職するものが一定程度は必ず発生する。

このように退職収益がすべての前払式支払手段に発生するものであり、発生額を経験則上正確に求められるとしたならば、退職収益を足掛け5事業年度目において計上する本件通達の取扱いは疑問なしとしない。つまり、権利確定基準及び支配管理基準を採る法人税の立場からすれば、確実に発生が見込まれる退職収益は、前払式支払手段を発行し、発行対価の全額を

受取った段階で収益となることが確実であるから、本則方式及びただし書方式のいずれの方式を採る場合においても、共に発行年度において収益計上すべきこととなる。

しかしながら、理論面は別として、実際に退蔵収益を発行年度で計上できるか否かは、確実に発生する退蔵収益の額を適正に算出できるか否かにかかっていると見える。もし、退蔵収益の発生する蓋然性を適正に数量化することができなければ、未実現利益を計上することにつながり、問題が残るからである。

そこで、退蔵収益額の求め方が問題となる。一般に、退蔵収益額は、前払式支払手段の当期の発行額に退蔵率を乗じて求めることとなる。この退蔵率は、収益計上される額を求めるために使用する率であるから、可能な限り正確に求める必要がある。よって、当該前払式支払手段の発行法人における実際の退蔵状況を基に求めるべきと考える。ここでいう「発行法人における実際の退蔵状況を基に」した退蔵率は、前払式支払手段を年度区分管理し、発行年度ごとの未引換残高を求めることによって算出可能となるものである。しかしながら、前払式支払手段の発行法人の中には、年度区分管理を行っていない法人もある。また、正確に退蔵率を求める他の方法は、いまのところ見出せない現状にあると考えるから、退蔵収益額を発行した事業年度で収益計上することは、理論面は別として、さらに検討を要するものとする。

### (3) その他の問題

ただし書方式を採用するためには、前払式支払手段を発行年度ごとに区分して管理することが要件となっているが、年度区分管理を行っていない発行法人は、ただし書方式を採用することができないのであろうか。

ただし書方式が年度区分管理を前提にしている理由は、ただし書方式が発行から足掛け4年目までは預り金処理を認めるものの、5年目には未引換部分を含めすべての収益を計上することから、残存している前払式支払手段のうち5年目のものがどの程度あるのかが分からないと所得計算でき

ないからである。仮に、年度区分管理以外の方法で適切な所得計算が可能であれば、年度区分管理を要件にする必要はないとも考えられ、例えば、類似する前払式支払手段を発行する法人の数値を基に計算する方法が考えられる。しかしながら、類似した前払式支払手段であってもその利用される地域や発行形態及び利用の実態などは多様であり、「類似性」の判断基準をどこに求めるかが問題である。また、発行法人が自社の所得計算を行うために、自社以外の数値をどのようにして入手するかといった問題もあり、解決すべき問題が多い。

したがって、ただし書方式などを採用する際に年度区分管理を要件とすることは、現状においては、必須の要件であると考ええる。

### 第3節 費用の帰属時期

#### 1 将来発生原価の見越し計上の必要性

前払式支払手段の発行に係る売上原価の計上方式は、収益の計上方式の違いによってそれぞれ異なる。ただし書方式は、商品等との引換えの都度収益を計上する方法であるから、売上原価は収益に対応する部分のみを計上する。これに対し、本則方式は、発行业年度において発行対価の総額を収益に計上するから、当該年度の引換原価の損金処理を行なうとともに、翌事業年度以降に発生することが見込まれる引換原価の損金処理も行なう。この場合、いずれの方式においても、本件通達においては、発行业年度から5年目以降の引換原価の見越し計上は認めていない。

これに対し、前払式支払手段の発行法人には、時効の援用を行わない商習慣があることから、使用期限の定めがない限り、発行から5年目以降も引き続き商品等への引換えに応じている実態がある。このように、5年目以降も現実に引換えが行われていることに注目すれば、将来発生する原価の見越し計上について、何らかの対応がなされるべきと考える。

そこで、次に、引換原価の見積計上期間の延長方法として、一つの私案を

提示したい。

## 2 私案

### (1) 私案の概要

私案の内容は、参考資料1の例2のとおりである。これは、年度区分管理を前提に、足掛け5年目以降の各事業年度末においても、合理的に見積もった引換費用の額を損金の額に算入することを認めるものである。

ところで、前払式支払手段は、収益を発行段階で確定的に認識することができる一方で、費用は、発行後に商品等への引換えを通じて認識されるという特性を持っている。一般に前払式支払手段の引換えに係る費用は、商品等へ引き換えられることによって売上原価として認識されるが、商品等への引換えは、発行されたすべての前払式支払手段において行われる訳ではなく、引き換えが行われないことから費用が発生しないまま収益のみが認識されるものも一定程度必ず存在する。このような特性を持つ前払式支払手段の商品等への引換えが、5年を越えて長期化している実態があるにも係わらず、既述のとおり、収益のすべてを5年以内に計上することを考えると、売上原価の計上は、可能な限り引換えの実態に即した取扱いとすべきと考える。

私案の取扱いは、収益を5年目までにすべて計上するものの、その後に発生が見込まれる売上原価の見積計上を5年目以降も認めるものであり、商品等への引換えによってはじめて原価が認識されるという前払式支払手段の特性と引換えの実態に沿った取扱いであると考ええる。

なお、私案における5年目以降の見積原価の計上額は、法人税基本通達2-2-11と同様の考え方から、合理的な算定方法に基づき求めることとなる。そして、私案の取扱いは、前払式支払手段の発行法人が4年目までに本則方式を採用している場合においても、あるいは、はじめからただし書方式を採用している場合においても、年度区分管理が行われていれば、等しく5年目以降の見積原価の計上を認めるものである。

## (2) 具体的内容

例2の(1)は、発行法人が本則方式を採用する場合の例である。

本則方式は、発行事業年度において発行対価の全額を収益に計上し、その事業年度で商品等に引き換えられた部分の原価額を損金処理するとともに、翌期以降に商品等に引き換えられることによって生じる費用の見積額を損金計上する方法であるから、引換費用の見積計上期間を延長するとしても、5年目以降も同じように見積額の計上を行えばよいように思える。しかしながら、私案においては、5年目末において、6年目以降に引き換えられると見込まれる前払式支払手段の原価額のみを見積原価繰入損勘定に繰入れる。これは、退蔵収益部分を5年目末に計上し6年目以降に繰り延べないために行う処理であり、このことによって、5年目末に計上する見積原価の額は、6年目以降に引き換えられると見込まれる部分のみの額となる。

これに対し、例2の(2)は、発行法人がただし書方式を採用する場合の例である。

ただし書方式は、発行年度に受取った発行対価の全額を預り金として処理し、各事業年度において実際に商品等と引きかえられた部分のみを売上に計上するとともに、商品等に引換えられた引換原価の実額を損金処理する方法であるから、4年目までは引換えが見込まれる原価の見積計上という処理は行わない。しかし、私案においては、4年目までは従前と同じ処理を行うものの、5年目において、当該事業年度で商品等に引きかえられた部分を売上に計上するとともに、対応する売上原価の実額を損金処理し、5年目末において商品等と引き換えられずに残っている預り金の総額を雑益に振替え、さらに、6年目以降に商品等に引き換えられると見込まれる見積原価のみを見積原価繰入損勘定に繰り入れ損金処理するものである。この処理を行うことにより、本則方式と同様に、退蔵収益は、5年目末において計上され、6年目以降に引き換えられると見込まれる原価部分のみが損金の額に計上されることになる。



私案として示した例2の通期の利益額(32.03)は、本件通達の処理例を示した例1の通期の利益額(34.20)と比べ2.17少ない<sup>(54)</sup>。これは、本件通達の方法であれば、5年目末において、5年目末に残っている未引換残6(これは、退職収益部分2.9と、6期目から10期目までに引換えられる3.1の合計)を雑益として収益計上するものの、例1には記載していないが、6年目以降に引換え要求があり引換えされた際に、引換原価2.17が別途損金処理されていたのである。しかしながら、私案では、5年目末において、未引換残6の雑益を計上とともに、6年目以降に商品等との引換えが見込まれる部分(3.1)の見積原価(2.17)を計上する処理を行っていることから、例1と比べ2.17の違いが生じることとなるのである。よって、例2においては、結果として退職収益2.9と6年目以降の引換えによって得られる収益(0.93)の合計(3.83)を、5年目で計上したこととなる。

従来の処理方法(例1)であれば、6年目以降において、実際に商品等へ引き換えられたときに原価の損金処理がなされていたものを、私案では、事前に引換原価の見積処理を認めるものであり、従来の方法では、いずれ損金となる原価相当額が5年目で益金に計上されていたが、例2の処理をすることで、5年目で過大に収益が計上されることを防ぐ結果となる。

### 3 私案の検討

#### (1) 見積原価計上期間延長の限界

私案による処理方法を採用した場合、どの時点まで引換原価の見積計上が認められるべきであろうか。

前払式証券の発行人で組織された業界団体の引換えに係る実態調査によれば、発行から10年間以上の期間に渡って引換えが行われるという結果

---

(54) 例1と例2の通期の損益額が2.17異なる。例2においては、6期目から10期目までの間に引き換えられた額の合計 $3.1(1+0.8+0.6+0.4+0.3)$ の原価相当額 $(3.1 \times 0.7)$ が費用化され2.17減少している。これに対し、例1においては、6期目から10期目までの間の引換え要求に応じた時点で損金処理されていたものであって、結果として、10事業年度の通期の損益は、例1の場合も例2の場合も同じになる。

がある。また、一般に、商取引上の債権債務は、商法第 522 条の商事消滅時効の規定から 5 年で時効が完成するが、発行人には時効の援用を行わない商慣習があることから、時効が完成することはない。これらのことを考えると、私案の処理は 10 年以上に渡って認められるべきこととなる。

しかしながら、私案の処理をエンドレスで認めることは、租税債権債務の早期の確定という観点から問題があり、また、前払式支払手段の引換えが 10 年間でほぼ終了している実態があることに加え、民法 167 条の一般債権の消滅時効が 10 年であることに鑑みると、見積原価の見積計上の処理は 9 年目末までとし、10 年目には全ての処理を終了すべきと考える。

## (2) 見積原価計上処理の適否

法人税法第 22 条第 3 項は、「各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の掲げる額とする。」と規定し、そして、同項第 1 号では、「当該事業年度の収益に係る売上原価・・・その他これらに準ずる原価の額」と規定し、当該事業年度において計上した売上に対応する原価を、また、同項第 2 号では、「前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額」と規定し、当該事業年度で発生した販売費および一般管理費で債務の確定しているものを掲げ、損金計上を認めている。

私案において損金として計上した引換原価の見積額は、原価であるから、上記第 1 号で判断することとなるが、前払式支払手段の見積原価の損金処理を認める別段の定めはなく、また、見積原価は、翌事業年度以降の売上に対応する原価であるから、同号の規定から、当該事業年度で損金計上することはできないこととなる。また、上記第 2 号は、売上原価以外の費用に関する規定であるが、その趣旨は、償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものは費用として計上できないとするもので、費用を損金の額に算入するためには、「債務の確定」のテストを経ないと計上できないこととしている。

ところで、ここでいう「債務の確定」のテストは、法が特に定めている場合を除いては、費用の見越しや引当金への繰入損の計上を認めない趣旨であると解されている。しかし、このテストについて、上記のように狭く解する必要はなく、仮に次年度以降に発生する費用であっても、それが当該年度の収益と対応するものである場合は、当該年度の費用として見越し計上を許すべきとする考え方がある<sup>(55)</sup>。この考え方によれば、「債務の確定」とは、債務の発生が確実であり、かつ、その金額が正確に確認できることを意味すると解しており、このような要件が満たされる限り、費用の見越し計上は許されるとするものである。そして、この考え方は、販売費及び一般管理費などの費用に限って認められるものではなく、売上原価についても同様に認められるとする考え方<sup>(56)</sup>が有力である。

そうすると、この考え方にに基づき売上原価である引換原価についても、債務の発生が確実であり、かつ、その金額が正確に確認できれば、見積計上がゆるされ損金処理することができるものとする。

なお、参考資料1の例2では、本則方式及びただし書方式のいずれの方式を採用する場合においても、見積原価繰入損勘定の反対勘定は、未払金勘定とした。これは、私案の処理は、上記の考え方から費用の見越し計上に過ぎず、企業会計原則注解18にいう引当金の計上ではないと考えることから、「引換原価引当金」などの名称を用いなかったものである。この点について法人税基本通達2-2-1は、売上原価等が確定していない場合の見積りについて、「法第22条第3項第1号に規定する『当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価』となるべき費用の額の全部又は一部が当該事業年度終了の日までに確定していない場合には、同日の現況によりその金額を適正に見積もる」と定めており、同様の趣旨で売上原価の損金計上を認めている。

---

(55) 前掲注(35)金子宏「租税法(第15版)」285頁(弘文堂、2010)

(56) 前掲注(35)金子宏「租税法(第15版)」284頁(弘文堂、2010)。同旨の判例として、最二小判平16.10.29刑集58巻7号697頁

以上のとおり、前払式支払手段に係る見積引換原価は、引当金ではなく見越計上と捉え認めるべきであり、法人税法上の規定がないから損金処理ができないと考えるべきではない。

## 第4節 新たな発行形態への対応

### 1 新たな発行形態の検討

本件通達の取扱いは、サーバー管理型やチャージ可能な前払式支払手段が誕生する前にできた定めである。よって、当然のことながら、そうした新たな発行形態の前払式支払手段を想定した取扱いとなっている訳ではない。

サーバー管理型の前払式支払手段は、利用者の情報を発行法人の管理するサーバーで一元的に管理しているものであり、従来型のようなICカードや磁気カードなどで管理しているものではない。しかしながら、顧客情報の管理方法が異なるだけで、それ以外の部分は、従来型とまったくといっていいほど同じ仕組みである。また、サーバー管理型の中にも種々の前払式支払手段が発行されており、使いきり型よりは、経済価値の積増しが可能なチャージ式が主流となっている。

チャージ式の前払式支払手段は、経済価値の積増しをすることができる点が最も特徴的な形態である。従来型の前払式支払手段であれば、商品等への引換えを行うことで、発行時に支払った経済価値を使い切ってしまうと、当該前払式支払手段は使用済みとなり無価値となったが、チャージ式前払式支払手段は、経済価値の積増しが可能なことから、引換えと積増しを繰り返すことによりエンドレスで利用できるものである。

このような特徴を持つチャージ式前払式支払手段の発行に係る収益及び費用の計上方法として、従来型のみを想定して定められた本件通達をそのまま適用することが、はたして適当なのであろうか。本稿では、新たな発行形態の前払式支払手段の中でも特に検討を要すると思われる第三者型のチャージ式前払式支払手段について、以下検討を進めていくこととしたい。

## 2 電子マネー型前払式支払手段の特徴と性格

第三者型チャージ式前払式支払手段とは、経済価値の積増しが可能で、その発行者と商品等の提供者が異なる第三者型の前払式支払手段（以下、電子マネー型前払式支払手段）のことをいう。

電子マネー型前払式支払手段の発行形態は、前払式支払手段によってそれぞれ異なるが、ここで取扱う電子マネー型前払式支払手段は、参考資料2のとおり、発行人と商品等の販売者との間であらかじめ契約を結び、利用者に対してサービスを提供するものである。現実に発行されている電子マネー型前払式支払手段は、発行人と販売者以外に、前払式支払手段発行に係るシステムを提供する法人が介在するなど契約関係は多様である。また、形態面から言えば、電子マネー型前払式支払手段には、サーバー管理型のほか、非接触式 IC を搭載するカード型、携帯電話に内蔵された非接触式 IC を利用するモバイル型など、多様な形態で利用されている<sup>(57)</sup>が、共通するいくつかの特徴的な点を挙げる事ができる。

電子マネー型前払式支払手段の第一の特徴は、前払式支払手段を発行する法人が提携している商品等の提供者の数が、従来の形態と比べ極めて多く、かつ、多くの業種に渡っていることである。このことにより、一つの電子マネー型前払式支払手段を利用して、数多くの種類の商品等との引換えが可能であり、また、利用可能な店舗も従来型と比べ飛躍的に多くなっている。そして、現在の利用状況を見る限り、この傾向は、今後更に強まって行くものと予想される。

第二の特徴は、電子マネー型前払式支払手段の利用頻度が高いという点である。ある資料によると、商品等へ引き換えられる金額に対する滞留金額の量、つまり、ストック率は、従来型前払式証券では16パーセント程度であるのに対し、電子マネー型前払式支払手段では6パーセント程度と非常に少な

---

(57) 電子マネー型前払式支払手段の例としては、Edy、nanaco、WAON、Suica、BitCash などがある。BitCash はサーバー管理型であり、Edy、nanaco、WAON、Suica は、IC カード型である。また、Edy や Suica などは、携帯電話に備え付けられた IC を利用するモバイル型もある。

い<sup>(58)</sup>。また、表7で示したように、電子マネー型前払式支払手段の決済件数は、ここ数年毎年数十パーセントずつ増加しているものの、表8のとおり、クレジットカードやデビットカードに比べ、1件当たりの利用金額が少額となっている。そうすると、電子マネー型前払式支払手段は、経済価値の積増しと商品等への引換えが頻繁に行われているといえることができる。

第三の特徴は、蓄えることができる経済価値の量が少ないことである。従来型の前払式証票であれば商品等への引換え限度額という概念がなく、一種の有価証券と同じように、引換量は、利用者の任意であった。これに対し、電子マネー型前払式支払手段では、蓄えられる経済価値の限度量が定まっておき、多くは数万円と少額である。よって、電子マネー型前払式支払手段は、クレジットカードなどのように利用限度額が高額な決済手段と異なり、少額商品の購買などの際に利用されているといえる。

第四の特徴は、利用期限の定めのないものが多く、あっても5年以上と、長期間利用できる点である。表10のとおり、従来型の前払式証票にあっても長期間利用できるものもあったが、そのほとんどは、使用期限を5年以内としていた。しかしながら、電子マネー型前払式支払手段は、使用期限を定めているものであっても5年あるいは10年と長期であり、利用期限を定めないものも珍しくない。

第五の特徴は、商品等への引換えや経済価値の積増しが容易にできることである。電子マネー型前払式支払手段は、非接触型ICを利用しているものが多く、利用に当たっては専用の読取機にIC部分をかざすだけで決済が済むものがほとんどである。また、経済価値の積増しも、事前に取引金融機関やクレジットカードを登録することなどにより、決済時と同じ操作などで行えるものや、蓄積された経済価値が一定量よりも減少すると自動的に蓄積する機能を持つものもある。これは、従来型の前払式支払手段にはなかった機能で

---

(58) 金融庁金融審議会金融分科会第二部会 決済に関するワーキング・グループ第一回資料。資料によれば、Edyの19年度末未使用残高は、対利用金額比で約6パーセントとなっている。これに対し、従来型の前払式証票の平成18年度の未使用残高は、対年間回収額比で15.7パーセント程度となっている。

あり、きわめて利便性に優れているといえる。

以上のことを総合すると、従来型の前払式支払手段は、商品等の販売者、あるいはその業界団体が発行するものが主で、第三者型であっても商品等の販売ツールとしての性格が強かったが、電子マネー型前払式支払手段は、上に述べたような特徴から、小口決済手段としての性格が強いということができる。この結果、電子マネー型前払式支払手段の発行法人は、商品等の販売者というよりも、小口決済手段の提供者としての性格が強いとも言えよう。

### 3 電子マネー型前払式支払手段の収益・費用の計上方法の考え方

上に述べたような特徴的な性格を持つ電子マネー型前払式支払手段であるが、①その発行者は、経済価値を積増しする際に経済価値相当の金員全額を受取り、②利用者は、チャージした経済価値で商品等と引き換えすることができ、③チャージした経済価値は原則払戻禁止であるという点においては、従来型の前払式支払手段とまったく同じである。よって、電子マネー型前払式支払手段の発行に係る収益もチャージした段階で確定的な収益となり、一定程度の退職収益が確実に発生するという点においても従来型の前払式支払手段とまったく同じである。

そうすると、電子マネー型前払式支払手段は、前払式支払手段としての基本的な性格を保ちつつ小口決済的性格を併せ持っているということから、その発行に係る収益及び費用の計上方法については、本件通達の基本的な考え方を踏襲しつつも、新たな視点から検討した方法で処理すべきと考える。

### 4 収益・費用の計上方法に係る新たな視点

電子マネー型前払式支払手段の収益及び費用の計上方法に係る新たな視点の第一は、商品等への引換えに係る収益の計上についてである。

電子マネー型前払式支払手段の発行法人は、一般に、顧客ごとのチャージ履歴、引換履歴及び残高などの情報を、IT 技術を駆使して管理していると考

えられ、このことから、同発行人は、一般に、年度区分管理を行える管理体制を持っていると言える。そうすると、同発行人は、預り金処理が可能なただし書方式を採用できる環境にあるといえる。また、第1章第2節2〔法的性格〕で述べたとおり、従来型の前払式支払手段は、一定の種類の商品等について一定数量の引渡しを求める給付請求権を表彰する証券、あるいは、商品等の購入の際に発生する債務の免責を受ける法的地位を表彰した有価証券などと考えられており、証券的債権の性格を持っていると考えられている。これに対し、電子マネー型前払式支払手段の法的性格は、証券的債権ではなく、特定人が他の特定人に対して一定の行為を請求することができることを内容とする権利、すなわち、通常の債権あるいは指名債権と考えられている。そして、電子マネー型前払式支払手段の利用の実態も、貨幣と同様に、小口の決済手段として利用されることが多い。そうすると、電子マネー型前払式支払手段の発行人が受取る経済価値は、いずれ決済用の資金として利用される決済代金を預っているにすぎないと考えることができる。

このことから、電子マネー型前払式支払手段のチャージ時に受取る経済価値の取扱いは、チャージ時は預り金として処理するとともに、商品等への引換えがなされた時は、預っている資金（経済価値）を商品等の提供者に引き渡すにすぎないから、単に預り金の減額処理を行うこととなる。電子マネー型前払式支払手段の発行人のビジネスモデルは、商品等の提供者などから利用量に応じた利用手数料等を受け取ることによって成り立っており、この収益が発行人の主たる収益と考えられる。

よって、電子マネー型前払式支払手段の発行人は、原則として、利用者が経済価値のチャージを行ったときには当該経済価値を預り金として処理し、利用者が商品等への引換えを行ったときには、預り金処理した経済価値相当額を減額するとともに、受取るべき手数料相当額などを収益として計上する処理を行うべきであろう。

なお、電子マネー型前払式支払手段に係る収益の計上方法をこのように考えると、既に述べた理由から、その計上は、チャージ時から足掛け5



年以内に計上を終了すべきと考える。また、複数回に渡りチャージされた経済価値が一つの IC 等に残存している例を想定すると、経済価値の利用順序をあらかじめ定めておく必要があり、その利用順序は、利用期限の定めのある前払式支払手段を考えると、古いものから先に利用されるとすべきであろう。

新たな視点の第二は、退蔵収益の計上についてである。

退蔵収益は、電子マネー型前払式支払手段を発行する場合においても、一定程度確実に発生する。上記で述べたとおり、商品等に引き換える際の処理を、預り金処理と手数料収入処理とに区分して行うことを前提とした場合においても、退蔵収益は、発行者が預っている経済価値が商品等と引き換えられることなく滞留するものであるから、滞留する預り金によって構成される。つまり、電子マネー型前払式支払手段が商品等と引き換えられた場合の収益は手数料的なものであるが、退蔵収益は残っている経済価値全部がそのまま収益となる。

次に、退蔵収益の計上時期であるが、法人税法が、収益の計上に際して、権利確定基準及び支配管理基準を採る立場であることを考えると、電子マネー型前払式支払手段に係る退蔵収益は、本章第2節3（2）で述べた考え方や従来型の前払式支払手段における本則方式の考え方と同様に、チャージした日の属する事業年度の益金の額に算入すべきと考える。この場合、退蔵収益額は、チャージ額に発行法人における退蔵率を乗じて求めるべきと考えるが、この退蔵率は、発行法人における過去の退蔵状況から求めることとなり、過去の退蔵状況を把握するには、年度区分管理を行いチャージ年度ごとの未引換残高を把握する必要がある。電子マネー型前払式支払手段の発行者は、一般に年度区分管理が可能な管理体制を持っていると考えられるから、自社の退蔵実績は確実に把握できる状況にあり、退蔵率の算出には特に問題はないものとする。

なお、実際の電子マネー型前払式支払手段においては、発行者と販売者及び介在するシステム提供者などにおいて交わされる契約の内容から退蔵収益の分配も定められることとなり、必ずしもここで示した通りとはならない。

しかしながら、個別の契約関係は別として、基本的な考え方は上記のように考えるべきであろう。

また、既に延べたとおり、収益計上は足掛け5年目までにすべて終了すべきであるが、実際の退職状況と見込みとの違いなどから、5年目末においては、預り金処理した経済価値が、借残か貸残かは別として、零とならないことが想定される。この差額部分については、5年目末において、前期損益修正項目として雑益又は雑損処理をすることとなる。

新たな視点の第三は、費用の計上についてである。

上記のとおり、電子マネー型前払式支払手段は、チャージされた経済価値相当額を預り金処理するとともに、引換えがなされた場合は、手数料収入などと同様に、利益額のみを足掛け5年目までに計上し、退職収益は、チャージした事業年度の益金の額に算入すべきと考える。

この結果、電子マネー型前払式支払手段においては、従来型前払式支払手段で発生する売上原価という費用項目は、基本的に発生しないこととなる。しかしながら、時効の援用を行わない商習慣や電子マネー型前払式支払手段の利用期限が長期であることに鑑みると、商品等への引換えが6年目以降に生じることも想定される。この場合の引換えによって発生する費用の分担については、発行者と商品等の販売者などとの契約関係にもよるが、ここでの例においては、発行法人において、退職収益はすでに収益として計上され、退職額の見積り違い部分は雑益及び雑損などとしてすでに処理しているのだから、発行法人において引換えに係る費用相当額を負担することとなる。

この費用分担部分の処理については、6年目以降の引換えが、過去の引換えの実績から見てイレギュラーなものであれば、前期損益修正損として計上すべきであり、また、経験則上予想の範囲内であれば、参考資料1の例2と同様に、5年目末において引換え見込み額を損金処理し、その後の処理を行うこととなる。

## 第5節 新規制法の影響

### 1 払戻し

資金決済法は、原則として前払式支払手段の払戻しを禁止していると同時に、払戻しが認められる例外規定も定めている。払戻しが認められる具体的な場面は、発行人の廃業・事業譲渡（資金決済法第20条第1項①）、登録の抹消（同条同項②）、その他内閣府令で定める場合（同条同項③）である。「内閣府令で定める場合」については、今後、詳細な内容が明らかになるであろうが、現在の段階では、一部の地域に限って利用される前払式支払手段などが想定されている<sup>(59)</sup>。

ところで、発行人の廃業、事業譲渡及び登録抹消などによる払戻債務は、発行当初から想定されるものではなく、予見ができず事後的に発生する偶発債務である。よって、廃業等の理由で払戻しを行った場合の税務上の処理は、払戻しを行った前払式支払手段の発行対価が既に益金に計上されていれば、払戻しを行った段階で当該金額を損金処理することとなり、預り金のままであれば、払戻しを行った段階で預り金勘定の減額処理を行うこととなる。

これに対し、地域限定のため他の地域に転出して利用できなくなったことによる払戻しなどに関しては、利用可能地域以外に転居する利用者などからの定量的な払戻請求が発行当初から想定され、一定程度の払戻額の発生が見込まれる。よって、発行当初から一定程度の払戻し額の発生が想定される金額については、発行段階において収益に計上しない処理を認める必要があると考える。具体的には、本則方式であれば、発行額全額を一旦は売上に計上するが、期末において払戻請求見積額を売上勘定から負債勘定に振替え、実際に払戻しが発生した時は当該負債勘定を減額し、発行から5事業年度目において当該負債勘定の精算を行う方法などが考えられる。また、ただし書方式であれば、払戻しが行われた都度、預り金勘定を減額し、発行から5事業

---

(59) 前掲注(28) 杉浦宣彦ジュリスト 1391号(2009)26頁

年度目において預り金勘定の精算を行う方法などが考えられる。

## 2 サーバー管理型サービス

資金決済法の成立により、サーバー管理型サービスも前払式支払手段の一つに加えられた。もとより、サーバー管理型サービスの性格は、プリペイドカードなどの従来から存在する前払式支払手段とほとんど同じであり、しいて相違点を見出すとすれば、発行される証票に金額などの表示がないことのみである。同サービスに関するすべての管理が同サービス提供法人の管理するサーバー内で行われていることから、いわゆる発行時期、利用履歴、チャージ履歴、残高などの管理は、当然管理されているものを思われる。

したがって、サーバー管理型サービスの提供者が受取る収益については、前節で検討した内容と同様に取扱うことが可能であり、同様に取扱うことに関して問題となる事柄は、特にないものとする。

## 3 資金移動業

資金決済法は、前払式支払手段の取扱いに関する規定と、資金移動に関する取扱い規定とで構成されている。従来から前払式支払手段を発行している事業者は、今後、自由に払戻しが可能とする約款に基づいて事業活動を行わない限り、これまでと同様に適法に前払式支払手段事業を行うことができる。もし仮に、前払式支払手段を自由に払戻しができるとする約款を作成し事業活動を展開しようとするならば、その事業者は、前払式支払手段発行事業者ではなく資金移動業者となり、資金移動に関する規定の規制を受けることとなる。

資金決済法が施行され銀行以外の事業者も資金移動業を営むことができることとなったが、本研究を行っている時点（平成22年6月）においては、送金サービス業を起業する具体的な動きは見られない。今後、仮に、払戻しを行うサービスの提供を計画した場合は、第三者発行型の前払式支払手段発

事業者としての登録はできず、資金移動業者としての登録が必要とされる<sup>(60)</sup>であろう。

もっとも、資金移動業で行われるサービスは、前払式支払手段の最大の特徴である払戻し禁止条項が事実上機能しない状態とならない限り成立しないサービスと考えられるから、払戻しを前提とする資金移動業者の取扱うサービスは、本稿の研究対象とはなりえない。

よって、前払式支払手段の発行に係る収益の計上時期について検討するに当たっては、資金移動業者に関する規定及び同取扱いを考慮する必要性はほとんどないものと考ええる。

## 第6節 今後の問題

### 1 国際財務報告基準（IFRS）へのコンバージェンス（収斂）

我が国の金融商品取引法又は証券取引法において必要とされてきた会計基準は、ここ20年、国際基準との同化を目指して改変されてきた。そして、2007年8月、企業会計基準委員会（ASBJ(Accounting Standards Board of Japan)）と国際会計基準審議会（IASB(International Accounting Standards Board)）（以下、両ボード）との間で、2011年6月を履行期限として、国際財務報告基準（IFRS(International Financial Reporting Standards)）とのコンバージェンスを行うとする「東京合意」が取り交わされた。これらの動きを受け、2009年4月以降、すでに数十社がIFRSに基づいた財務諸表の作成を行っているといわれている。このような状況を踏まえ、金融庁の企業会計審議会は、2009年6月、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表したところであるが、この中間報告は、まず、IFRSによる財

---

(60) 月刊消費者信用60号（2010年4月）22頁によれば、「前払式支払手段と資金移動業の境界についてはいろいろな議論があった。だが、金融審議会の決済ワーキンググループの報告書では、『譲渡が自由に行われ、換金・返金も自由に行われる場合には、為替取引としての機能を有すとも考えられ、（略）資金移動サービスとして事業が行われると整理することが適当と考えられる』と整理されている。」としている。

務報告について適切な体制を整備している上場企業の連結財務諸表について2010年3月から、任意ではあるが適用されるべきとし、ついで、上場企業の個別財務諸表の作成にも適用を検討する必要があること、非上場企業の財務諸表の作成にも任意適用が検討される必要があることなどを提言している<sup>(61)</sup>。

東京合意の内容は、2008年までに短期コンパジェンス・プロジェクトの完了を目指すとともに、短期コンパジェンス・プロジェクトで取り上げなかった日本基準とIFRSsとの差異については、2011年6月という目標を設定してコンパジェンスに取り組むことをIASBと合意したものであり、既に短期コンパジェンス・プロジェクトは2008年に完了している<sup>(62)</sup>。ここでいうIFRSsとは、IFRSと国際財務報告基準解釈指針委員会<sup>(63)</sup>(IFRIC(International Financial Reporting Interpretations Committee))の指針及び国際会計基準<sup>(64)</sup>(IAS(International Accounting Standards))と解釈指針委員会<sup>(65)</sup>(SIC(Standing Interpretations Committee))の指針の4つの総称<sup>(66)</sup>であるが、IFRSsの内容は、現行の国内基準と異なる点が多く、本稿で取り上げた収益の認識に関する考え方にも大きな違いが見られる。

## 2 IFRSsの収益認識基準

IAS18号7によれば、「収益とは、持分参加者からの拠出に関連するもの以外で、持分の増加をもたらす一定期間中の企業の通常の活動過程で生ずる経済的便益の総流入をいう。」<sup>(67)</sup>とされている。そして、物品販売に係る収益

---

(61) 品川芳宣「IFRS導入と法人税法との関係」商事法務(2010.No.1891)23頁

(62) ジャパン・ビジネス・アシユアランス株式会社編「IFRS実務ガイドブック」(2009)7頁

(63) IASBの組織

(64) IFRSの前身。従来IASに対する改訂や新基準がIFRSであり、完全にIFRSに移行するまではIASも有効とされている。

(65) IFRICの前身。

(66) IFRSsの構成要素であるIFRSと区別する必要がある場合に使用し、広義のIFRSとも言われている。

(67) 「国際財務報告基準(IFRSs)2007」レクシスネクシス・ジャパン株式会社

の認識については、同号 14 において「物品の販売からの収益は、以下の条件すべてが達成されたときに認識しなければならない。」<sup>(68)</sup>とし、その条件として、①物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買手に移転したこと、②販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も有効な支配も企業が保持していないこと、③収益の額を、信頼性をもって測定できること、④その取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと、並びに、⑤その取引に関連して発生した又は発生する原価を、信頼性をもって測定できること、を挙げている。

この点について、IASB が 2008 年 12 月に公表した「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」と題するディスカッション・ペーパー<sup>(69)</sup>によれば、両ボードは、IAS18 号を基に、収益の認識は、「顧客との契約における企業の正味のポジションの増加を基礎として認識されなければならない」<sup>(70)</sup>とし、契約資産が増加したとき又は契約負債が減少したときに収益が認識されるとしている。具体的には、「企業が約束された資産（財又はサービスのような）を顧客に移転したとき、企業は履行義務を充足し、収益を認識する」とし、資産移転時期のタイミングを「顧客が約束された資産に対する支配を獲得したとき」<sup>(71)</sup>としている。つまり、両ボードは、収益の認識タイミングを顧客が商品等を支配した時、言い換えれば、検収などを行い顧客が自分の資産と認めた時に、収益認識のタイミングを求めようとしているのである。

これら IFRSs の収益認識の時期に関する考え方は、法人税の基本的な考え方と同じではない。法人税の所得計算においては、「棚卸資産の販売による収

---

(2008) 1043 頁

(68) 前掲注(68) 「国際財務報告基準(IFRSs)2007」レクシスネクシス・ジャパン株式会社(2008)1045 頁

(69) [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/ed/comments20081219.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/comments20081219.jsp)

(70) 「顧客と契約における収益認識についての予備的見解」(国際会計基準審議会(IASB))(2008)12 頁

(71) 前掲注(71) 「顧客と契約における収益認識についての予備的見解」(国際会計基準審議会(IASB))(2008)13 頁

益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入する。」(法人税基本通達2-1-1)とし、引渡しの日の判定については、「棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとする。」(法人税基本通達2-1-2)としている。つまり、法人税の所得計算においては、継続適用を条件に、棚卸資産の種類などに応じて、出荷基準、検収基準及び検針日基準などを認めており、収益認識のタイミングを検収基準だけで判断することとはしていない。

### 3 今後の問題

前払式支払手段の発行に係る収益は、前払式支払手段の払戻しが原則として禁止されていることから、商品等との引換えがなされるか否かに係わらず、発行の段階で発行法人の確定的な収入となる。これに対し、一般的な商品等の販売は、商品等と代金が交換されることによって成立するのであって、商品等の引き渡されなければ契約は成立しない。そうすると、仮に、両ボードが示した「顧客が約束された資産に対する支配を獲得したとき」に販売側の収益が認識されるとするいわゆる検収基準を、コンパジェンスによって日本の会計基準の基本的な処理方法としたとしても、一般的な商品等の販売契約と前払式支払手段の発行契約とはその性質が異なることから、すぐさま本件通達の取扱いの変更を迫られることとはならないように思われる。

しかしながら、IFRSの会計基準が日本の会計基準にコンパジェンスされ、国内の標準的な取扱いとなった場合には、法人税法上の収益認識基準全体に対して大きな影響を及ぼすことは否定できない。

いずれにしても、法人税の課税標準である所得を計算する際にIFRSの取扱いに基づいて行うこととなるには、IFRSの取扱いが法人税法第22条第4項



にいうところの「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」として認められなければならない、仮に、その要件が具備する状態となれば、本件通達の取扱内容を変更することもありうるであろう。

## 結びに代えて

かつての商品券などに代表される前払式支払手段は、利用範囲が限定的なものが多かったが、最近では、電子マネー型前払式支払手段に見られるように少額の資金決済手段としての利用方法が普及してきている。前払式支払手段の発行形態などの変化に伴い、前払式支払手段の発行数、発行金額などは、急激に伸びており、国民生活に深く浸透してきている。前払式支払手段の発行法人は、前払式支払手段の急激な伸びと利用の実態に対応した経理処理を行う必要性に迫られており、同様に、発行法人の課税対象となる所得額の計算も利用実態に応じた方法で算出されるべきである。

本稿は、本件通達の取扱いが多くの発行法人に受け入れられてきた経緯を振り返るとともに、今後も適正・公平な課税を実現するため、法人税法の考え方を基本としつつ、近年の前払式支払手段の利用実態などにも目を向け、時代に合った取扱いとなるよう検討を加えたつもりである。しかしながら、筆者の力不足から研究成果が不十分なものとならざるを得なかったことを反省し、本稿を閉じたい。

なお、拙稿中の意見にわたる部分は、すべて筆者の個人的な見解である。

ところで、税務大学校には、日本の税のあゆみに触れる歴史的史料を網羅した唯一の専門施設である租税史料室(税務大学校和光校舎税務情報センター内)があり、税に関する貴重な史料を収集・保存している。租税史料室の研究調査員である鈴木芳行氏は、租税史料室に保存されている史料を基に、商品券に関する研究成果をコラム形式で紹介している<sup>(72)</sup>。コラムには、江戸時代の半ばごろには商品券が発祥していたことや第三者型商品券である菓子手形が明治2年ごろには発行されていたことなど、興味深い研究成果が披露されている。

これらは、前払式支払手段の歴史を知る上において見逃せない研究成果と確信するので、本稿に引き続き、是非、参考資料3もご覧いただきたい。

---

(72) <http://www.nta.go.jp/ntc/sozei/network/134.htm>、  
<http://www.nta.go.jp/ntc/sozei/network/140.htm>

## 【参考資料 1】

## 例 1 (本件通達の処理方法)

- 100 の前払式支払手段を発行する。(原価率 70%)
- 各期の引換え状況は、次のとおりとする。

1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	引換え残
52	29	8	3	2	6

## (1) 本則方式による仕訳例 1

## 【1 期】

- |                   |         |      |      |      |
|-------------------|---------|------|------|------|
| ① 前払式支払手段 100 を発行 | 現金預金    | 100  | 売上   | 100  |
| ① 52 を商品と引換え      | 実際原価    | 36.4 | 現金預金 | 36.4 |
| ② 未引換え残 48        | 見積原価繰入損 | 33.6 | 未払金  | 33.6 |

## 【2 期】

- |              |         |      |         |      |
|--------------|---------|------|---------|------|
| ③ 洗い替え       | 未払金     | 33.6 | 見積原価戻入益 | 33.6 |
| ④ 29 を商品と引換え | 実際原価    | 20.3 | 現金預金    | 20.3 |
| ⑤ 未引換え残 19   | 見積原価繰入損 | 13.3 | 未払金     | 13.3 |

## 【3 期】

- |             |         |      |         |      |
|-------------|---------|------|---------|------|
| ⑥ 洗い替え      | 未払金     | 13.3 | 見積原価戻入益 | 13.3 |
| ⑦ 8 を商品と引換え | 実際原価    | 5.6  | 現金預金    | 5.6  |
| ⑧ 未引換え残 11  | 見積原価繰入損 | 7.7  | 未払金     | 7.7  |

## 【4 期】

- |             |         |     |         |     |
|-------------|---------|-----|---------|-----|
| ⑨ 洗い替え      | 未払金     | 7.7 | 見積原価戻入益 | 7.7 |
| ⑩ 3 を商品と引換え | 実際原価    | 2.1 | 現金預金    | 2.1 |
| ⑪ 未引換え残 8   | 見積原価繰入損 | 5.6 | 未払金     | 5.6 |

## 【5 期】

- |             |      |     |         |     |
|-------------|------|-----|---------|-----|
| ⑫ 洗い替え      | 未払金  | 5.6 | 見積原価戻入益 | 5.6 |
| ⑬ 2 を商品と引換え | 実際原価 | 1.4 | 現金預金    | 1.4 |

※ 未引換残 6 あるが、備忘記録として管理するのみで仕訳不要。

## (2) ただし書方式による仕訳例 1

### 【1期】

① 前払式支払手段 100 を発行	現金預金	100	預り金	100
② 52 を商品と引換え	預り金	52	売上	52
	実際原価	36.4	現金預金	36.4

### 【2期】

③ 29 を商品と引換え	預り金	29	売上	29
	実際原価	20.3	現金預金	20.3

### 【3期】

④ 8 を商品と引換え	預り金	8	売上	8
	実際原価	5.6	現金預金	5.6

### 【4期】

⑤ 3 を商品と引換え	預り金	3	売上	3
	実際原価	2.1	現金預金	2.1

### 【5期】

⑥ 2 を商品と引換え	預り金	2	売上	2
	実際原価	1.4	現金預金	1.4
⑦ 未引換残 6 を収益に計上	預り金	6	雑益	6

## (3) 本則方式とただし書方式の同異

### ① 通期の利益額

○本則方式

売 上	100
売上原価	65.8
見積原価繰入損	60.2
見積原価戻入益	<u>60.2</u>

○ただし書方式

売 上	94
売上原価	65.8
雑 益	6
利 益	<u>34.2</u>

## 利 益 34.2

### ② 各期の利益計上額

#### ○本則方式

1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	合計
30	0	0	0	4.2	34.2

#### ○ただし書方式

1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	合計
15.6	8.7	2.4	0.9	6.6	34.2

### 例 2 (原価計上期間の長期化を認めた取扱い)

- 100 の前払式支払手段を発行する。(原価率は 70%であり、例 1 と同じ。)
- 退蔵する前払式支払手段は、2.9 とする。
- 各期の引換え状況は、次のとおりとする。(5 期までは例 1 と同じ。)

発行期	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	6 期目	7 期目	8 期目	9 期目	10 期目	退蔵分
52	29	8	3	2	1	0.8	0.6	0.4	0.3	2.9

※ 4 期までの仕訳は、例 1 と同じであることから記載を省略する。

### (1) 本則方式による仕訳例 2

#### 【5 期】

- |                  |         |      |         |      |
|------------------|---------|------|---------|------|
| ① 洗替え            | 未払金     | 5.6  | 見積原価戻入益 | 5.6  |
| ② 2 を商品と引換え      | 実際原価    | 1.4  | 現金預金    | 1.4  |
| ③ 翌期以降の引換見積数 3.1 | 見積原価繰入損 | 2.17 | 未払金     | 2.17 |

#### ※ 【翌期以降の引換見積数 3.1 の求め方】

翌期以降の引換見積数(3.1) = 5 期目期末未引換残(6) - 退蔵前払式支払手段(2.9)

#### ※ 【2.17 の求め方】

見積原価繰入損(2.17) = 翌期以降の引換見積数(3.1) × 原価率(0.7)

#### 【6 期目】

- |       |     |      |         |      |
|-------|-----|------|---------|------|
| ④ 洗替え | 未払金 | 2.17 | 見積原価戻入益 | 2.17 |
|-------|-----|------|---------|------|

⑤	1を商品と引換え	実際原価	0.7	現金預金	0.7
⑥	翌期以降の引換見積数 2.1	見積原価繰入損	1.47	未払金	1.47

## 【7期】

⑦	洗替え	未払金	1.47	見積原価戻入益	1.47
⑧	0.8を商品と引換え	実際原価	0.56	現金預金	0.56
⑨	翌期以降の引換見積数 1.3	見積原価繰入損	0.91	未払金	0.91

## 【8期】

⑩	洗替え	未払金	0.91	見積原価戻入益	0.91
⑪	0.6を商品と引換え	実際原価	0.42	現金預金	0.42
⑫	翌期以降の引換見積数 0.7	見積原価繰入損	0.49	未払金	0.49

## 【9期】

⑬	洗替え	未払金	0.49	見積原価戻入益	0.49
⑭	0.4を商品と引換え	実際原価	0.28	現金預金	0.28
⑮	翌期の引換見積数 0.3	見積原価繰入損	0.21	未払金	0.21

## 【10期】

⑯	洗替え	未払金	0.21	見積原価戻入益	0.21
⑰	0.3を商品と引換え	実際原価	0.21	現金預金	0.21

## (2) ただし書方式による仕訳例2

## 【5期】

①	2を商品と引換え	預り金	2	売上	2
		実際原価	1.4	現金預金	1.4
②	未引換残 6を収益に計上	預り金	6	雑益	6
③	翌期以降の引換見積数 3.1	見積原価繰入損	2.17	未払金	2.17

※ 翌期以降の引換見積数 3.1 及び 2.17 の求め方は、本則方式に同じ。

## 【6期】

④	洗替え	未払金	2.17	見積原価戻入益	2.17
⑤	1を商品と引換え	実際原価	0.7	現金預金	0.7

⑥ 翌期以降の引換見積数 2.1 見積原価繰入損 1.47 未払金 1.47

【7期】

⑦ 洗替え 未払金 1.47 見積原価戻入益 1.47

⑧ 0.8を商品と引換え 実際原価 0.56 現金預金 0.56

⑨ 翌期以降の引換見積数 1.3 見積原価繰入損 0.91 未払金 0.91

【8期】

⑩ 洗替え 未払金 0.91 見積原価戻入益 0.91

⑪ 0.6を商品と引換え 実際原価 0.42 現金預金 0.42

⑫ 翌期以降の引換見積数 0.7 見積原価繰入損 0.49 未払金 0.49

【9期】

⑬ 洗替え 未払金 0.49 見積原価戻入益 0.49

⑭ 0.4を商品と引換え 実際原価 0.28 現金預金 0.28

⑮ 翌期の引換見積数 0.3 見積原価繰入損 0.21 未払金 0.21

【10期】

⑯ 洗替え 未払金 0.21 見積原価戻入益 0.21

⑰ 0.3を商品と引換え 実際原価 0.21 現金預金 0.21

(3) 本則方式とただし書方式の同異

① 通期の利益額

○本則方式 ○ただし書方式

売 上	1 0 0	売 上	9 4
売上原価	6 7 . 9 7	売上原価	6 7 . 9 7
見積原価繰入益	6 5 . 4 5	見積原価繰入益	5 . 2 5
見積原価戻入損	6 5 . 4 5	見積原価繰入損	5 . 2 5
利 益	3 2 . 0 3	雑 益	6
		利 益	3 2 . 0 3

② 各期の利益計上額

○本則方式

発行期	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	6 期目	7 期目	8 期目	9 期目	10 期目	合 計
30	0	0	0	2.03	0	0	0	0	0	32.03

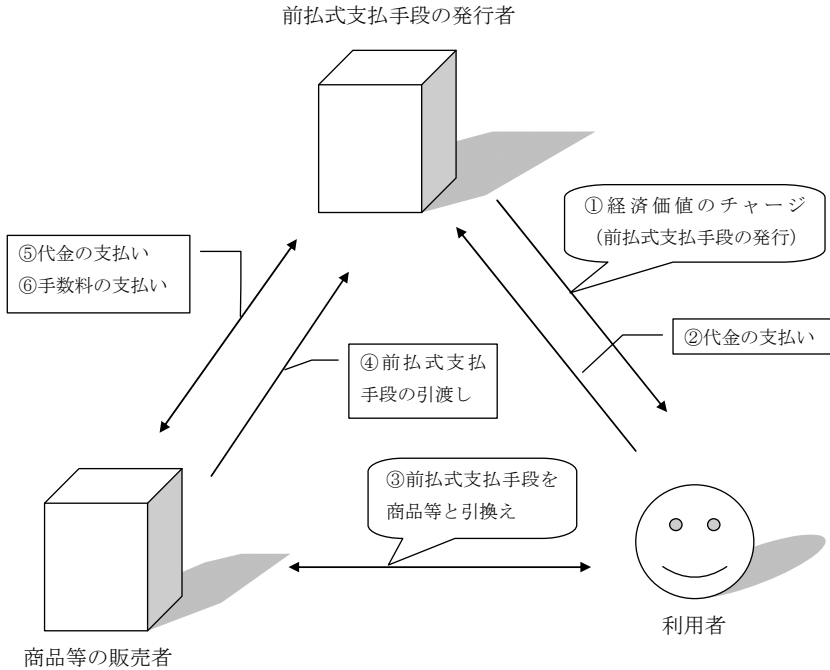
## ○ただし書方式

発行期	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	6 期目	7 期目	8 期目	9 期目	10 期目	合 計
15.6	8.7	2.4	0.9	4.43	0	0	0	0	0	32.03



## 【参考資料2】

## 電子マネー型前払式支払手段の取引例



## 1 明治2年の商品券



商品券とは、いうまでもなく商品券面に表示されている商品と引き換える義務があり、それを発行した商店が取り扱う物品切手のことである。この商品券という言葉は、明治前期のいわば準備段階を経て、日本の資本主義経済が一段とアップし始める明治20年代に生まれるが、それまでは切手とか手形と呼ばれていたことなどは、あまり知られていない。

商品券の発祥は意外と古く江戸時代の半ばごろで、仙台地方では冬至になると、懇意先へ平素の厄介に感謝するために豆腐を贈る風習があった。しかし一時に多数の豆腐が集中するのを避けたいところから、必要なときに随時に受け取ることができる「御厄介豆腐切手」を販売するようになったという。これが現在使われている商品券の起源とされている。

江戸時代も後期になると商品貨幣経済は大いに発達するが、全国経済の中心地であった大阪では、寛政5年(1793)に、高麗橋の菓子商虎屋が発行した饅頭切手が商品券の初見といわれ、このころから、煉羊羹切手、酒切手、寿し切手、蒲鉾切手、海魚切手など多様な商品券が、冠婚葬祭などの贈答用に多く用いられ、かつ通貨のように使用される場合が少なくなかったという。贈答用に多用されたことは、現在にも通ずるものがある。

一方、幕府の所在地である江戸では、天保2年(1831)に、日本橋で手広く鯉節を商っていた高津伊兵衛(現 株式会社「にんべん」の祖)が、薄い銀板製の鯉節形をした鯉節引き換え用の切手を発行したが、これが政治都市であった江戸における商品券の初見とされている。経済都市の大阪よりは随

一方、幕府の所在地である江戸では、天保2年(1831)に、日本橋で手広く鯉節を商っていた高津伊兵衛(現 株式会社「にんべん」の祖)が、薄い銀板製の鯉節形をした鯉節引き換え用の切手を発行したが、これが政治都市であった江戸における商品券の初見とされている。経済都市の大阪よりは随

分遅い出現といえよう。

租税史料室が所蔵する商品券を二つ紹介しよう。平成12年に大阪研修所から移管を受けた租税史料で、いずれも大阪地方で発行された商品券である。

一つは、酒切手である。発行主は木間村の吉兵衛で、「木酒吉」の墨捺印が名前のところと、「一升」のところとに、二か所ある。

一 酒一升 右御入用之節、此切手を以差上可申候也 月日

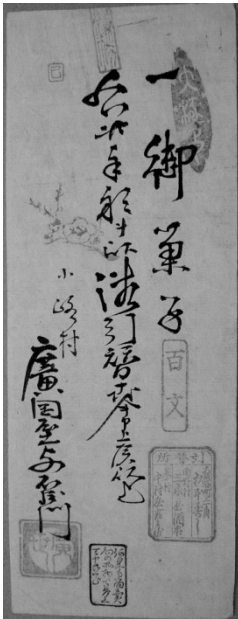
と、三行に記されている木版墨刷りの文言は、この切手を木間村の吉兵衛のところを持参すると、酒一升と引き換えることができるという意味である。酒切手の裏面には、「明治二巳九月」と筆墨による書き込みがあるから、同年の発行であることはまず間違いない。

『旧高旧領取調帳』という明治初期の村名と村高およびその支配者の全国的な調査書で調べると、該当の時期に、大阪周辺で木間村というところは見当たらない。だが大阪市中の東北方にあたる摂津国川辺郡に「木間生村」があり、同村が該当すると考えられる。木間生村は、現在も酒造地として著名な灘の間近にある。

次は、菓子手形である。

一 御菓子百文 右此手形ヲ以御引替奉申上候 以上 小路村 廣田屋与右衛門

と、三行に記されている。このうち「百文」の部分だけが赤色の印影で、それ以外は総て筆墨書きである。発行主である廣田屋与右衛門の下部に「廣与」の捺印、手形の上に「巳」の赤色印影、また「百文」の下部に「引替所 大阪谷町二丁目松本寿し、南野村三木屋酒店、泰村中村屋吉兵衛」の緑色印影、最下部の中央部分に「何連も商売向の品物で差上可申候也」の墨色印影がある。これら印影の文言から判断すると、この菓子手形は小路村の廣田屋で菓子百文と引き換えられることは勿論だが、他町村にある松本寿し・三木屋酒店・中村屋吉兵衛店でも、これらの店が取り扱う商品を百文分引き換えることができたのであろう。まさに通貨と同様な使われ方があったと考



えられる。

貨幣単位に円・銭が用いられるのは、明治4年の新貨条例からである。したがって「百文」とあれば、同年以前の発行である。同年以前で「巳」年は、明治2年が最も近い。この菓子手形も酒切手と同じく、明治2年の発行であろう。

発行地の小路村に該当する候補地は大阪周辺に沢山あり、同市中の北方摂津国島下郡の小路村か、あるいは市中西方の同国兔原郡の小路村、市中北東方にやや離れる河内国讃良郡小路村、のいずれかが該当しよう。

切手・手形の用紙には、山形（仙花紙十二切り）が多く用いられた。仙花紙は楮（こうぞ）製の丈夫な和紙で、これを短冊状に十二枚に切断し、これら

切断片を山形といった。上記の酒切手の寸法はタテ 25cm×ヨコ 11cm、菓子手形はタテ 26cm×ヨコ 9.5cm で、両者の形状はやや異なるが、ともに短冊状であり、山形に相当しよう。

第二次世界大戦後の用紙不足時代には、洋紙のカス（滓）をトリ（取）用いたところから、カストリ雑誌と総称される書籍が大いに刊行されたが、この用紙も仙花紙といった。しかし名称は同じでも、両者は全く別物である。和紙の仙花紙はかつて、泉貨紙の文字が当てられ、その名は宇和島藩の泉貨の工夫により生まれたという由来がある（泉貨紙創始者泉貨居士の墓が愛媛県西予市内に現存する）。

ところで明治6年、受取諸証文印紙貼用心得方規則により、印紙税が導入された。同規則で、金高10円以上の物品切手には、金高に応じて規定額の収入印紙を貼用し、納税することを定めた。これが国税としての商品券税の始まりである。

（税務大学校研究調査員 鈴木芳行）

## 2 商品券税はあるの？



商品券  
(発行主: 東京市日本橋の三越)

商品券税という税種は存在しない。印紙税法では「物品切手とは、商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいう」と、商品券は物品切手に該当し、商品券を所持する者に対してその作成者がそれと引き換えに物品を給付することを明らかに示す証書、と定義している。したがって商品券に印紙を貼付して納税する税は商品券税ではなく、印紙税である。

江戸時代から酒切手、菓子切手、鯉節切手などが盆暮れなどの贈答品として大いに使われ、明治に入ると菓子券とか鯉節券とも呼ばれるようになる。

明治6年(1873)、「受取諸証文印紙貼用心得方規則」を制定、これら切手類を「諸切手類其他」とし、印紙税を課税することになった。これが印紙税の嚆矢である。だが10円以下は非課税、10円以上を課税としたから、当時の10円が相当に高額なこともあり、贈答用の切手類は多くが非課税の範囲だったであろう。

しかし翌明治7年の「証券印税規則」では、「諸酒切手」は量目に応じ、「食類切手」「米油醬油其外諸品売買切手」は金高に応じ、税率が段階的に増える逡増制としたため、切手類は大概が印紙税の課税対象となった。

明治17年の「証券印税規則」改正では、課税物件名を「諸物品切手」とし、税率には一律に1銭を課税する、定額制を導入した。

日清戦争後、明治32年(1899)に「印紙税法」を制定、課税物件を「物品切手」とし、税率は一律2銭の定額制とした。これ以降、税法名・課税物件名ともに変わらず、今年で110年になる。

ところで商品券は、いつごろ生まれたのであろうか。これには実は日本におけるデパートメントストアー、すなわち百貨店の出現が深くかかわっている。

三井呉服店は明治25年から、「呉服切手」あるいは「呉服券」を発行、高島屋は明治26年ごろからである。顧客はこれにより、店内で目当ての呉服と引き換えることができた。引換えは個々の商品が対象である。

日露戦争最中の明治38年正月、新聞の一面広告で、三井呉服店は三越呉服店と改め、店舗を一新、販売商品を増やすという、米国式デパートメントストアーの実現を宣言し、同年後半から化粧品、帽子、アクセサリー類など洋風高級商品を積極的に販売し始める。

いっぽう高島屋は明治40年、大坂心齋橋店に構えた新館をデパートメントストアーとし、化粧品、靴、鞆、写真機、貴金属品など、取り扱う洋風高級商品を次第に増やしていった。

百貨店はこのように洋風高級品をメインに国内外のさまざまな商品を販売するようになるが、個々の商品が対象ではなく、百貨に共通に使える切手や券が求められるようになり、名実ともにかなるものとして、「商品券」を発行するようになった。三越の商品券初見は明治39年、高島屋は同42年である。まさに百貨店の出現が、商品券の誕生につながった。

勿論、「商品切手」もあったが、第一次世界大戦の好況期を経て、大正時代後半に中小商店と百貨店との商業対立が激しくなるころには、商品券が主流となった。

昭和12年(1937)に日本と中国は開戦、戦時増税が始まるが、昭和13年に施行の「支那事変特別税法」もそのひとつで、翌14年にはこの特別税法を改正し、物品切手への課税を導入して増税、税率は逓増制とした。

昭和15年、印紙税法を改正、支那事変特別税法の物品切手に関する規定を統合した。印紙税法の物品切手に関する税率は、再び逓増制となった。

写真の商品券は、券面5円、印紙10銭の貼付があり、発行主は東京市日本橋の三越である。しかし作成年は表面にも裏面にも無記載、作成年代を推定

してみる。

まず物品切手は明治 38 年に 2 銭から 3 銭に増税したが、定額制を継続した。昭和 14 年 4 月の支那事変特別税法では印紙に逓増制を導入し、第一段は 3 円以下が印紙税 3 銭、第二段が 5 円以下同じく 10 銭、次段以降も 10 円刻みで印紙税が増加するようになる。

東京市と三多摩の市町村が合併して東京都に移行するのは、戦局が深まる昭和 18 年 7 月だから、この三越の商品券はそれ以前の作成にかかる。

太平洋戦争の戦端が開かれる昭和 16 年 12 月、印紙逓増制を導入して印紙税法を改正、印紙税は 3 円以下 5 銭、5 円以下 20 銭、10 円以下 60 銭、次段以降も 10 円刻みで増加することになった。

これらから、券面 5 円、10 銭印紙が貼付されているこの三越の商品券は、昭和 14 年 4 月から同 16 年 11 月までの作成と推定できる。

高度経済成長まっただなかの昭和 42 年（1967）、課税範囲を明確にし、課否判定に際して、納税者・税務当局とも困難を感じないような印紙税の改正、という税制調査会の答申を受けて、印紙税法は全面改正される。課税範囲に課税物件表を導入、別表の一覧で容易に確認できるようにし、納税者・税務当局の便宜とした。その際、冒頭に示したように、物品切手は「商品券その他名称のいかんを問わず、云々」と、課否判定を分かりやすくするため、初めて商品券の呼称を例示的に用い、納税者に説明したのである。

すなわち納税者は商品券に印紙を貼付して印紙税を納付するのであるから、これを商品券税と呼んでも、あながち間違いではないことになる。商品券税は存在する。

（税務大学校研究調査員 鈴木芳行）